

## 1. 口座の申込み

---

### 口座の申込み

- 1.1 お客様がTitan FX(「当社」)に口座を申し込むには、口座申込書を完成させて提出する必要があります。当社は、自らの単独の裁量により、口座の申込みを受理するか否か、または口座を開設するか否かを決定します。
- 1.2 当社のウェブサイト上で電子的方法により口座申込書を提出するか、その他の方法で口座申込書を当社に提出することにより、お客様は、以下のことを確認し、これに同意したものとします。
- (a) 本約款および各商品の商品開示説明書(「PDS」)など、当社が提供したすべての文書を読み、理解したこと。これにより、当社に口座を開設することを認めるものとすること。
  - (b) 当社の商品におけるすべての取引および本契約に基づく当社の義務の履行は、適用法に従うものとすること。
  - (c) 当社は、本契約に基づき提供するサービスの一環として法務、税務、財務または会計に関する助言を提供しないこと。当社は、本契約に明示的に定める場合を除き、受託者として行動せず、本約款に関連して提供するサービスにおいてお客様に対する受託義務を負わないこと。
  - (d) 当社は、提供する商品についての優劣を助言しないこと。当社の提供するサービスには、対象商品または関連する原市場における取引の可否またはタイミングに関する投資助言の提供が含まれないことをお客様は確認します。当社が特定の商品を推奨する場合またはお客様が当社を通じて商品を取得する場合は、当該商品に関する情報が記載されたPDSを必ずお読みください。
  - (e) 本約款を受諾すること。
- 1.3 当社がお客様の口座を開設した場合、お客様は当社とのすべての取引において本契約に拘束されるものとします。本契約に基づいて生じるコントラクトは、法的拘束力および執行力を有します。本約款は、以下のいずれか早い方の日付で発効します。
- (a) 本バージョンの発行日。
  - (b) 当社がお客様の口座の申込みを受理し、口座を開設した日。
- 1.4 本契約のいずれかが英語以外の言語で提供される場合、それは情報提供のみを目的とします。本契約およびこれに基づき生じる紛争に関する準拠言語は英語とします。本契約の外国語版が英語版と矛盾する場合、英語版が優先します。

### 顧客確認(KYC)認証プロセス

1.5 当社は、自らの単独の裁量によるか、または法律により要求される場合、口座申込み時にKYCプロセスを実施することができます。このプロセスでは、口座申込書に加えて指定されたKYC情報またはKYC書類を提出していただく必要があります。当社が求めるKYC情報またはKYC書類には、身分証明書および住所証明書などが含まれますが、これに限定されません。これらのKYC情報またはKYC書類は、お客様の身元および住所を証明するために使用されます。

1.6 お客様が合理的な期間内に身元確認を充足するKYC書類またはKYC情報を提供しない場合、当社は、以下の措置を当社の単独の裁量により講じることができます。

- (a) 口座の開設を拒否すること。
- (b) KYC認証プロセスが十分に完了するまで、口座の残高を保留すること。
- (c) 口座を一時停止または閉鎖すること。
- (d) お客様が行った取引の全部または一部を無効にすること。
- (e) 口座にある残高を返金しないこと。

1.7 お客様が政治的に重要な人物(PEP)である場合、または高リスクとみなされる場合、追加および継続的な確認措置が適用されることがあります。これには以下のものが含まれます。

- (a) 信頼できる情報源および第三者からお客様に関し入手可能なすべてのデータを収集すること。
- (b) 当社との関係の目的、意図された性質および主要な受益者を特定すること。
- (c) お客様のすべての活動がKYC情報およびKYC書類と一致していることを確認するためには、関係を継続的に監視すること。

1.8 当社のKYC認証プロセスを受けることにより、お客様はKYCその他の関連するチェックを目的として第三者に情報を開示することに同意したものとします。

1.9 当社は、継続的な顧客デューディリジェンス要件を満たすために、関係期間中いつでも追加の書類または情報を求めることができます。

1.10 お客様が法人である場合、所有構造、取締役、または実質的支配者に変更が生じたときは、遅滞なく書面により当社に通知するものとします。お客様は、当該変更の効力発生日から14暦日以内に、最新のKYC書類および関連する補足情報を当社に提出することに同意するものとします。

1.11 当社は、適用される法令および規制要件への継続的な遵守を確保する目的で、当該変更が既に報告されている場合であっても、お客様の所有構造および実質的支配者に関する情報について、定期的に確認を行い、確認または最新情報の提出を求める権利を留保します。当社からの要請に応じて必要な情報または書類が提出されない場合、十分な確認が完了するまでの間、お客様の口座は停止または閉鎖されることがあります。

## 2 口座

---



## 口座の性質

- 2.1 お客様は、Titan FXプラットフォームを介して当社の商品を取引する意図がある場合、口座に資金を預け入れる必要があります。
- 2.2 お客様は、預け入れた資金および引き出した金額に見合った取引を行わないまま、繰り返し入出金を行ってはなりません。当社が詐欺的もしくは不正な活動、または最近の取引活動を伴わない入金または出金を特定した場合であって、当社の単独の裁量により出金手数料が適用されると判断したとき、当社は、通知することなく、出金請求額の4%をお客様の口座から差し引く権利を留保します。
- 2.3 当社は、調査のためにお客様の口座を当社の裁量で一時停止することができます。口座が一時停止されている間、お客様は未決済のコントラクトを終了することはできますが、新しいコントラクトをオープンしたり、資金の入金、出金または移動を行うことはできません。当社が当該権利を使用する状況には、以下の場合が含まれますが、これに限定されません。
  - (a) デフォルト事象が発生した、または発生する可能性があると信じるに足る理由があり、これを確認するための調査を実施する必要があると考えた場合。
  - (b) お客様が行っている取引、当社の商品またはそれに伴うリスクを十分に理解していないと信じるに足る理由がある場合。
  - (c) 当社が書面による情報提供の要求を行い、その要求から10営業日以内に本契約または口座に関連する必要な情報がすべて提供されない場合。
  - (d) 本契約に対する違反があるか、または口座に対する脅威があると信じるに足る理由がある場合。
  - (e) 無権限の行為、詐欺、乱用または疑わしい行動があると疑われる場合。
  - (f) マネーロンダリング、テロ資金供与または適用法に違反する活動への関与が疑われる合理的な理由がある場合。
  - (g) 法律、規制当局、裁判所命令または政府当局の拘束力のある命令によって義務付けられる場合。
- 2.4 調査のためにお客様の口座を一時停止した場合、当社は、10営業日以内に当該調査を完了する合理的な努力を行いますが当該期間内にこれを完了することを保証するものではありません。調査をサポートするために必要な書類の提出は、お客様に求められます。調査が完了した後、当社は、一時停止を解除するか、一時停止を延長し、本契約に基づいてさらなる措置を講じる意向があるかをお知らせいたします。
- 2.5 当社は、疑わしい口座取引を積極的に監視します。適用法を遵守するために必要と判断した場合、当社は、事前に通知することなく金融情報機関(FIU)に対し、疑わしい活動を報告する権利を留保します。
- 2.6 当社は、お客様の口座を複数のサブ口座に分割することができます。本約款における口座への言及は、必要に応じて、サブ口座への言及を含むものと解釈されます。

- 2.7 お客様が別途口座を開設するよう当社に明示的に要求しない限り、お客様は1つの口座のみを保有するものとみなされ、当社の商品またはお客様に提供される金融サービスに関するコントラクトは、当該口座に記録されるものとします。お客様と当社のすべての取引は、お客様の口座内で行われます。
- 2.8 お客様は、当社に提供するすべての情報が正確であること、および当該情報に重要な変更があった場合には直ちに当社に通知することを約し、これを保証します。

#### 複数の口座

- 2.9 当社は、計算、報告および管理をお客様の各口座ごとに個別に行う場合があります。そのため、以下のことが可能となります(ただし、これに限定されません)。
- (a) 証拠金の計算が個別の口座ごとに管理され、執行措置を個別に取ること。
  - (b) 報告、証拠金の管理または本約款におけるその他の理由により、1つ以上の口座を任意の時点で統合すること。ただし、統合された口座に関する報告書が直ちにお客様に提供されない場合があることをご了承ください。
- 2.10 当社は、事前に通知することなく、お客様が当社に対して負う金額(複数の口座におけるマイナス残高を含む)を当社がお客様に対して負うお客様の他の口座に存する金額とを相殺することができます。当社は、債務の相殺に適用するコントラクトを完全な裁量に基づき選択することができます。なお、この相殺の権利(および本約款に基づく他の相殺の権利)は、複数の口座にまたがる権利および義務に適用されます。お客様は、当社がデフォルト事象の発生前後を問わず1つまたは複数の口座間で当該相殺を適用することに同意します。

#### 複数の当事者

- 2.11 2名以上の自然人が顧客として名義を連名で記載し、他の者が含まれていない場合、口座は共同名義として設立されるものとし、別段の要求がない限り、共同保有者として取り扱われます。裁判所の判断により、共同保有者として扱われない場合を除き、この取り扱いが適用されます。
- 2.12 1つの口座に2名以上の当事者がいる場合は、次の通りとします。
- (a) 各当事者は、責任を連帯して負うものとします。
  - (b) 当社は、当事者のうち1名から、またはそのように見える人物から指示を受け取ることができます(ただし当該者が被授權者であるか否かを問いません)。
  - (c) 当社が1名の当事者に通知その他の意思表示を行った場合、それは口座に関連するすべての当事者に対する通知とみなされます。
  - (d) いずれか1名の当事者にデフォルト事象が発生した場合、それはお客様に関するデフォルト事象とみなされます。

#### 口座詳細およびセキュリティ

- 2.13 口座開設時に、お客様にはTitan FXプラットフォーム専用のパスワードが付与されます。このパスワードは、口座番号と共に口座へアクセスする際に使用します。また、一定の状況下では口座



名の入力も必要です。

2.14 お客様は、口座番号を使用して行われたすべての取引を承認したものとみなされます。その取引が実際にお客様の許可を得て行われたかどうかを問いません。

2.15 ユーザー名、口座番号、ユーザーIDおよびパスワードなど口座に関連するすべてのセキュリティ情報を秘密に保持する必要があります。当社は、これらの詳細情報を使用する者の権限を確認する義務を負いません。当該詳細情報を使用して送信されるすべての注文または指示、および情報の正確性については、お客様が責任を負います。当該詳細情報の秘密性が失われたことを認識したり、その疑いをお持ちになった場合は、可及的速やかに当社に連絡し、当該情報を変更できるようにしてください。

#### 基軸通貨

2.16 口座開設時にお客様は口座の通貨を指定し、この通貨が口座の基軸通貨として使用されます。

2.17 すべてのコントラクトは当該コントラクトに適した通貨で行われますが、口座サマリーの計算を目的としてスポットレートで基軸通貨に換算されます。

#### 口座の金額調整

2.18 お客様は、当社に対し以下のことを許可し、指示するものとします。

- (a) お客様が引き出したフリー残高、および本契約に基づき当社が支払う金額を口座から差し引くこと。
- (b) お客様が預け入れた金額、および本契約に基づき当社が支払う金額を口座に記入すること。
- (c) 本契約に基づき、お客様の預金額、注文、コントラクトおよび市場変動に応じて、口座の金額をフリー残高または実質証拠金として指定すること。

2.19 当社は、お客様の口座からの差し引き、これへの記入または指定を行う前にお客様に通知する義務を負いません。

2.20 お客様は、本契約に基づきお客様が支払うすべての金額を満たすのに十分な資金を常に預けることに同意します。お客様が送金する資金が本契約に基づくすべての支払義務および証拠金義務を履行するために十分な時間内に決済されることを確保する責任は、お客様にあります。

#### 預託資金の利用

2.21 お客様が支払ったすべての資金は、当社の分別管理された顧客資金口座（「信託口座」）に預けられます。お客様は、以下のことに同意し、これを確認するものとします。

- (a) 信託口座内の資金は、他の顧客の資金と分けて管理されるものではないこと。
- (b) 当社は、以下のいずれかの場合、信託口座からお客様の資金を引き出すことができること。
  - (i) コントラクトを締結する目的で、お客様の書面による指示に従うか、これに基づき支



払いを行う場合(値洗い決済金を含むがこれに限定されません)。

- (ii) 仲介手数料その他の正当な料金を支払う場合。
  - (iii) 当社が受け取る権利を有する金額を当社に支払う場合。
  - (iv) 法律により認められるその他の支払いを行う場合。
  - (v) 金融市場の運営規則に基づき、当社が受け取る権利を有する金額を当社に支払う場合。
- (c) 信託口座から引き出された資金は、次のことになると。
- (i) 当社の所有物となる。
  - (ii) お客様の資金ではなくなり、お客様のために保持されることもなくなる。
- (d) 当社は、信託口座のお客様の資金を当社がデリバティブ取引に関連して証拠金、保証、担保、送金、調整または決済を行う際に生じる義務を履行する目的に使用することができる。この義務には、他の顧客を代理しての取引も含まれること。

2.22 お客様の資金が信託口座に預けられることによって生じる利息または収益は、当社のみが受け取る権利を有します。当該利息または収益は、関連する信託口座から当社に支払われる場合があります。

2.23 当ウェブサイト上で行われるお支払いは、Titan FXを代表して指定された決済代行業者のいずれかによって処理される場合があります。

EG SERVICES (CY) LTD(キプロス共和国の法令に基づき設立され、登録番号は HE430741、登録所在地はAgiou Andreou 332, Patrician Chambers, 3035 Limassol, Cyprus)、または

TITAN MANAGEMENT SERVICES (CYPRUS) LIMITED(登記上の所在地: Agiou Andreou 332, Patrician Chambers, 3035 Limassol, Cyprus)

各決済代行業者は、Titan FXのために支払いを回収および処理する権限のみを有しております、商品またはサービスの提供に関連するその他の責任または義務を負うものではありません。

### フリー残高の引き出し

2.24 口座がフリー残高を表示している場合、お客様は指定した金額を引き出すよう当社に要求することができます。引き出しは可能な限り、資金を預けた際と同じ支払い方法を使用して処理されます。ただし、当社は単独の裁量で以下の理由により、要求された支払い(全部または一部)を保留することを選択できます。

- (a) 第2.19条に基づき、常時当社に保持されるべき金額が必要とされる場合。
- (b) 口座上で不正もしくは詐欺行為、または適切な取引を伴わない入出金の繰り返しが検出さ

れ、第2.2条に基づく出金手数料の対象となる場合。

- (c) 当社が当該金額を保留する権利を有する場合。

2.25 当社が第2.23条に基づきフリー残高の一部を保留することを決定した場合、合理的に可能な限り速やかにお客様に通知します。

2.26 何らかの理由により当社による過剰支払いが口座に反映され、お客様がその金額を引き出した場合、お客様は、早急に無権限の資金を返金する義務があります。過剰支払い金額が返却されない場合、当社は、お客様の口座から無権限の引き出し額の全部または一部を控除する権利を留保します。

### 記録

2.26 すべての取引記録、顧客識別データおよび関連する書類は、取引関係または取引の終了後に適用法で求められる期間、安全に保管されます。当該期間は、法律または規制当局の求めにより延長される場合があります。

### 休眠口座

2.27 以下の条件がすべて満たされる場合、口座は休眠口座とみなされます:

- (a) 取引(注文の開始または決済)が一切行われていない。
- (b) 90暦日間継続して、金融活動(入金または出金)が一切行われていない。
- (c) 90暦日間継続して、操作(ログイン)が一切行われていない。
- (d) 未決済または保留中の注文が一切ない。
- (e) 残高がゼロである。

2.28 口座が第2.27条に基づき休眠口座となった場合、当社は、お客様の口座を無効化する権利を有します。

2.29 複数の口座をお持ちの場合、第2.27条に定める手続きは、休眠口座とみなされる口座にのみ適用されます。

2.30 お客様の口座が第2.27条に基づき無効化された場合、その口座は復元できません。取引を再開したい場合は、ログイン認証情報を使用してログインし、新たに別の口座を開設することができます。

2.31 第2.27条に基づき無効化された口座の履歴は、要請に応じて提供されますが、提供の可否は当社の裁量により決定されます。

2.32 前述の第2.27条にかかわらず、当社は、お客様の口座をいつでも、正当な理由に基づき、通知の有無にかかわらず、一時停止または解除する権利を留保します。

### 3 Titan FXプラットフォーム

---

3.1 本条は、お客様によるTitan FXプラットフォームの利用に適用されます。

#### アクセスおよび利用

- 3.2 お客様の口座が開設されると、別段の合意がある場合または当社のウェブサイト上に記載がある場合を除き、Titan FXプラットフォームへのアクセスが可能になります。
- 3.3 お客様は、Titan FXプラットフォームを任意のデバイスで使用できるよう、適切なシステムを用意する責任を負います。
- 3.4 Titan FXプラットフォームを使用する際、お客様は以下のことを行う必要があります。
- (a) お客様のシステムが良好な状態で維持され、Titan FXプラットフォームでの使用に適していることを確保すること。
  - (b) 当社が適宜通知する要件を満たすことを確認するために当社が必要と考えるテストを実施し、情報を当社に提供すること。
  - (c) 定期的にウィルスチェックを行うこと。
  - (d) Titan FXプラットフォームへの無権限のアクセス、またはお客様の口座での無権限の取引もしくは命令を把握するか、それが疑われる場合、直ちに当社にその旨を通知し、制御可能であれば当該無権限の利用を停止させること。
  - (e) Titan FXプラットフォームに影響を及ぼす欠陥、故障またはウィルスを直ちに当社に通知し、当社による利用再開の許可を得るまでTitan FXプラットフォームの使用をすべて中止すること。
  - (f) いかなる時点においても、Titan FXプラットフォームにログインした端末を放置したり、ログアウトするまで当該端末を他人に使用させたりしないこと。
  - (g) Titan FXプラットフォームへのアクセス中に、当該アクセスに使用しているコンピュータのIPアドレスを、いかなる方法を用いても、隠したり、改ざんしたり、当社が正確なIPアドレスを特定するのを妨げる行為を行わないこと。
- 3.5 お客様は、当社が適宜推奨または要求するウィルス検出／スキャンプログラムを適切にインストールし、使用する責任を負います。
- 3.6 Titan FXプラットフォームは、当社との取引の実行を可能にします。
- 3.7 さらに、お客様の口座の詳細、確認書、当社からお客様に対するメッセージは、登録されたメールアドレスまたはTitan FXプラットフォームを通じて送信され、以下のことが適用されます。
- (a) エラー発生時、当該時点の原資産の市場価値に基づき、当社は、お客様の口座に必要な修正を行う権利を有します。

- (b) 当社は、商品に関し、リアルタイムでの見積りの提示に努めます。お客様と当社との間の通信遅延により、お客様の注文が当社に到達する前に、当社が提示した価格が変更されている場合があります。自動注文執行が提供される場合、当社は、お客様からの注文が受領された時点での市場価格に基づき、注文が執行される価格を変更する権利を有します。
- (c) Titan FXプラットフォームは複数のバージョンが提供されており、それぞれ適用されるセキュリティレベル、ならびに提供される商品およびサービスなどが異なる場合があります。すべての利用可能な更新が適用された最新バージョンを使用していないことで生じる損失額につき、当社は責任を負いません。
- (d) お客様を特定するために使用されるお客様の名前、パスワードその他の個人識別手段を使用して、Titan FXプラットフォーム経由で送信されたすべての注文およびすべての情報の正確性に関しては、お客様が責任を負います。
- (e) お客様は、パスワードを秘密に保持し、第三者が取引機器にアクセスしないことを確保する義務を負います。
- (f) お客様は、自らのパスワードを使用して締結されたすべてのコントラクトにつき、当社に対し責任を負います。当該使用が無権限または違法なものであった場合も同様とします。
- (g) お客様がTitan FXプラットフォームを通じて指示を送信した際にコントラクトが直ちに成立したことをTitan FXプラットフォームが確認する場合でも、当社から送付される確認書またはTitan FXプラットフォーム上で提供される確認書がコントラクトの確認書として効力を有するものとします。
- (h) Titan FXプラットフォームまたはその構成要素に関する記述、品質、性能またはお客様に対する目的適合性についての明示的および默示的なすべての保証は、免責され、除外されます。
- (i) 当社は、Titan FXプラットフォーム、その構成要素またはプラットフォームに関連するサービスがいかなるユーザーの要件も満たすこと、プラットフォームの操作が中断・エラーなく行われること、およびプラットフォームに関連するサービスが中断・エラーなく行われることを保証したり、予測したり致しません。

3.8 技術的なエラーによりTitan FXプラットフォームを一時停止した場合、当社は、クライアントキャビネットを通じて障害内容および再開予定時間を通知します。

#### 情報、データおよびソフトウェアの利用

3.9 お客様が本契約に基づき受け取る権利のあるデータ、情報またはソフトウェア以外のものをTitan FXプラットフォームを通じて受け取った場合、お客様は直ちに当社に通知し、いかなる方法においても、当該データ、情報またはソフトウェアを使用しないものとします。

#### 知的財産

3.10 Titan FXプラットフォームに関連する特許、著作権、意匠権、商標その他の知的財産権(登録の有無を問わず)に対するすべての権利は、当社または当社のライセンサーに帰属します。

3.11 お客様は、当社が書面で明示的に認めた場合を除き、Titan FXプラットフォームまたはその一部



のコピー、干渉、改ざん、変更、修正または改変をしてはなりません。

- 3.12 お客様は、Titan FXプラットフォームを逆コンパイルまたは逆アセンブルしてはならず、これらを行うことを主張したり、これらを許可したりしてはなりません。ただし、これらの行為が法律により明示的に許可されている場合はこの限りではありません。
- 3.13 法律に基づいて作成されたTitan FXプラットフォームのコピーには本約款が適用されます。お客様は、当該コピーにライセンサーの商標、著作権および制限付き権利に関する通知を全て再現することを確保しなければなりません。お客様は、自らが作成したTitan FXプラットフォームのコピーの数について、最新の書面記録を維持しなければなりません。当社が要請した場合、お客様は、合理的に可能な限り速やかにTitan FXプラットフォームのコピーの数および所在に関する報告書を当社に提出しなければなりません。

### 責任および補償

- 3.14 責任の制限および補償の提供に関する本約款のその他の条件を損なうことなく、以下の条項は Titan FXプラットフォームに適用されます。
- (a) システムエラー: 当社は、送信エラー、技術的な不具合、誤作動、ネットワーク機器への違法な介入、ネットワークの過負荷、第三者によるアクセスの悪意ある遮断、インターネット障害、インターネットサービスプロバイダーによる中断その他の欠陥、その他システムエラーに起因する損失額につき、お客様に対して一切の責任を負いません。お客様は、これらのシステムエラーによりTitan FXプラットフォームへのアクセスが制限または利用不可となる可能性があること、および当該理由により当社が通知の上でTitan FXプラットフォームへのアクセスを一時停止する権利を留保することを認めるものとします。
- (b) 遅延: 当社、第三者のソフトウェア提供者のいずれも、Titan FXプラットフォームに関連してお客様に提供されるデータの遅延、不正確さ、エラーまたは欠落に対して、いかなる責任も負いません。
- (c) Titan FXプラットフォームに関連するウィルス: 当社は、Titan FXプラットフォームまたは当該プラットフォームを使用できるようにするため当社が提供したソフトウェアを通じてウィルス、ワーム、ソフトウェアボムまたはこれらに類するものが侵入した場合であっても、当社がそのような侵入を防止するために合理的な措置を講じている限り、契約、不法行為、過失を含むその他の理由の如何を問わず、お客様に対して一切の責任を負いません。
- (d) お客様のシステムに由来するウィルス: お客様は、当社のコンピュータシステムまたはネットワークに一切のコンピュータウィルス、ワーム、ソフトウェアボムまたはこれらに類するものが侵入しないことを確保しなければならず、そのような侵入に起因して当社が被る損失額について、要求があれば当社を補償するものとします。
- (e) 無権限の利用: 当社は、Titan FXプラットフォームの無権限の利用に起因するいかなる損失額についても責任を負いません。お客様は、お客様の指定したパスワードを使用(当該使用に対する権限付与の有無を問わず)してTitan FXプラットフォームを使用する者の行為または不作為に起因するか、これにより生じるすべての損失額、訴訟費用、請求額、手続き費用および要求額について継続的に当社を補償するものとします。
- (f) 市場: 当社は、市場、清算機関または規制機関による行為または指示に関しては責任を負



いません。

#### Titan FXプラットフォームの使用の一時停止および取り消し

- 3.15 当社は、書面による通知により、Titan FXプラットフォームの使用を一時停止または恒久的に取り消すことができます。
- 3.16 当社が何らかの理由によりTitan FXプラットフォームの使用を取り消す場合、当社はお客様に対し、1回以上電子メール、電話、クライアントキャビネットまたは当社のウェブサイトを通じて通知をします。当社は、お客様に対し、すべての未決済のコントラクト未決済のコントラクトを自ら終了させ、当社から資金を引き出すための合理的な時間を提供するよう努めます。
- 3.17 当社が以下の措置をとることが必要または適切と判断した場合(例えば、お客様における適用法の不遵守、本契約の規定に対する違反、デフォルト事象の発生、ネットワークの問題、電力供給の故障、メンテナンス、または当社に契約違反があった場合のお客様の保護)、当社は、通知なしに、お客様がTitan FXプラットフォームまたはその一部を使用する能力を一方的かつ即時に一時停止または永久に取り消す権利を有します。さらに、お客様によるTitan FXプラットフォームの使用は、理由の如何を問わず次のものが終了したときに、自動的に終了する場合があります。
  - (a) Titan FXプラットフォームに関連し、当社に許諾されたライセンス。
  - (b) 本契約。
- 3.18 お客様によるTitan FXプラットフォームの使用が何らかの理由により終了または一時停止される場合であって、当社が要請するとき、お客様はTitan FXプラットフォームに関連して当社が提供したすべてのハードウェア、ソフトウェアおよび文書ならびにそのコピーを返却するか破棄しなければなりません。

## 4 当社のサービスについて

---

### 取引主体

- 4.1 本契約に基づくお客様の義務を履行することを条件として、当社が注文を受け付けた場合、当社はお客様とコントラクトを締結するものとします。
- 4.2 当社は、お客様との取引においてお客様の代理人または代表者としてではなく、取引主体として行動するものとします。したがって、すべてのお取引の相手方は当社となります。
- 4.3 当社による書面による別段の合意がない限り、お客様もまた代理人または他者の代表者としてなく取引主体として取引を行います。これは、当社の書面による別段の同意がない限り、当社はすべての目的においてお客様を顧客として扱い、お客様が直接または代理人を通じて当社と取引をするか否かにかかわらず、お客様が締結したコントラクトに基づく義務の履行についてお客様が直接かつ個人的に責任を負うことを意味します。
- 4.4 お客様が取引主体の代理人として行為する場合、当該取引主体の身元を当社に開示するか否かにかかわらず、当該取引主体は当社の顧客にはならないものとします。当社は、当該取引主体に対して一切の義務を負わず、当社が別途同意する場合(当社の要件を満たす場合)を除き、お客様とのみ取引を行います。



- 4.5 お客様が取引主体であり、代理人を通じて当社と取引を行う場合、お客様は、当社がお客様の口座に関連して当該代理人から当社に提供される指示に依拠する権利を有することに同意します。ただし、当社は、当該代理人がお客様を代理する権限を有しているか否かにつき適宜確認を求めるることができます。
- 4.6 当社がお客様と行う取引は、別途当社が同意しない限り、執行のみを目的とした形態で行われるものとします。

#### 口座の種類、サービスおよび商品

- 4.7 当社は、特性および特徴の異なる様々な種類の口座を提供することができます。お客様の知識および経験ならびにお客様が通常当社と締結するコントラクトの種類に応じて、一部の種類の口座をお客様に提供できない場合があります。当社は、お客様に対して別の種類の口座がより適切であると合理的に判断した場合、口座を別の種類のものに変更する権利を留保します。また、当社は口座の特徴または適格基準をいつでも変更する権利を留保しており、その場合は、当社のウェブサイト、電子メールまたはTitan FXプラットフォームを通じて、当該変更につき事前通知を行ないます。
- 4.8 当社は、適宜、お客様に追加のサービスまたは特定の種類の商品を提供することができます。当該追加サービスまたは商品には特別な条件が適用される場合があります。また、適宜、既存の商品の登録を抹消したり、既存のサービスを終了したりすることができます。この場合、当社は合理的な方法で変更を行い、当該変更について事前に当社のウェブサイト、電子メールまたはTitan FXプラットフォームを通じて合理的な事前通知を行ないます。一定の商品の登録抹消が即時に行われる場合があることをご留意ください。
- 4.9 当社の取引サービスはオンラインサービスであり、お客様は、当社、当社のサービス（市場情報を中心とする）、当社の費用および料金、通知、確認書その他の書類を電子メール、ウェブサイト、Titan FXプラットフォームその他の電子的手段を通じて、電子形式で受け取ることに明示的に同意するものとします。

#### サービスの提供方法

- 4.10 当社は、Titan FXプラットフォームを通じて（または事前にお客様と合意する非常に限定的な場合に限り電話で）、お客様とのコントラクトを締結する準備が整った価格を当社の商品の価格として提示します。

#### 営業時間

- 4.11 当社の営業時間は通常、営業日の午前9時から午後5時までです。Titan FXプラットフォームは、第4.13条に従い1日24時間運営されています。Titan FXプラットフォームが稼働している限り、お客様はその他の時間に注文を出すことができます。
- 4.12 商品に関する営業時間は、Titan FXプラットフォームの営業時間内で異なる場合があります。当社の商品に対する見積りの提示およびコントラクトの実行は、関連する原市場または取引所の営業日時およびTitan FXプラットフォームの営業時間内のみ行われることをご留意ください。詳細は、Titan FXプラットフォームでご確認ください。ご不明点がある場合は、当社にお問い合わせください。

- 4.13 当社は、関連する原資産に影響を与えると当社が合理的に判断するあらゆる法域における公共の祝日に見積りを提示したり、注文を受け付けたりする義務を負いません。公共の祝日の場合、Titan FXプラットフォームで影響を受ける原資産について、詳細なスケジュールが当社のウェブサイトに掲載されます。スケジュールの確認を依頼された場合、電子メールにて通知を送付いたします。

## 5 注文

---

### 注文手続き

- 5.1 お客様の口座により、Titan FXプラットフォームへのアクセスが提供されます。すべての注文指示は、Titan FXプラットフォーム(または非常に限定的な状況で事前に合意した場合に限り電話)を通じて発注しなければなりません。事前に当社との合意がない限り、その他の手段による注文および指示は受け付けません。注文がTitan FXプラットフォームまたは電話を通じて当社に到達する前に通信が中断された場合、当社は一切の責任を負いません。
- 5.2 当社は、お客様のユーザー名、口座番号、ユーザーIDまたはパスワードを使用して送信された注文または指示に基づいて行為する権利を有します。
- 5.3 当社は電話によりお客様または被授權者からの注文または指示に基づいて行為する権利も有します。
- 5.4 お客様がTitan FXプラットフォームまたは電話を通じて送信した注文または指示は、当社が受け入れを記録し、確認書をお客様に提供した時点で有効な指示およびお客様と当社との間の拘束力のあるコントラクトを構成するものとみなされます。
- 5.5 注文または指示の送信は、自動的にお客様と当社との間で拘束力のあるコントラクトが成立することを意味するものではありません。お客様によって行われた注文は、常に当社がその申し出を承諾し、その注文が当社によって承認され、確認されたことを前提とします。取引に関する確認書の受領が期待されているにもかかわらず、確認書が受領出来ない場合、お客様は当社にご連絡いただく責任を負います。

### 当社の商品に関する見積りの提示

- 5.6 お客様が注文を行い、当社が当該注文を受け入れたときに、当社とのコントラクトが締結されます。コントラクトのオープンまたはクローズアウトの注文に対する当社の承諾、およびその結果としてのコントラクトの実行は確認書によって証明されます。
- 5.7 注文の送信または指示の実行における遅延または誤謬について、当社は責任を負いません(ただし、法律により責任を免れない場合を除きます)。
- 5.8 当社は、お客様が注文を発注した時点で第5.9条に定める要因(ただし、これらの要因に限定されません)が満たされないと合理的に判断した場合、当該注文を拒否する権利を留保します。当社がすでにコントラクトをオープンまたはクローズしていた場合に、第5.9条に定める要因が(当社の合理的な判断で)満たされていないことを認識した場合、当社は、自らの絶対的な裁量により、そのコントラクトを当初から無効とみなすか、現行の市場価格でクローズさせるか、または当社が必要と判断するその他の措置を講じることができます。

5.9 第5.8条に言及された要因には以下のものが含まれますが、これらに限定されません。

- (a) 関連する見積りは当社から取得しなければならないこと。
- (b) 関連する見積りは「参考価格のみ」またはそれに類似した基準で提示されるべきではないこと。
- (c) 見積りを電話で取得した場合は以下の通りです。
  - i. 見積りは、当社の担当者から提供されたものでなければならないこと。
  - ii. 注文は、見積りを取得した同じ電話の会話中に行わなければならないこと。
  - iii. 当社の担当者は、注文が同じ電話の会話中に当社によって受け入れられたことを確認していなければならないこと。
- (d) 見積りがTitan FXプラットフォームで電子的に提供された場合、注文およびその受入れは、見積りが有効な間に行う必要があること。
- (e) 見積りに重大な誤謬が含まれてはならないこと。
- (f) 注文を発注する際、当該注文は当社が定める最小取引サイズ要件および最大取引サイズ要件を満たしていなければならないこと。
- (g) コントラクトの一部をクローズアウトすることを申し出る場合、クローズアウトを申し出るコントラクトの部分と残るコントラクトの部分(当社が注文を承諾した場合)は、いずれも最小取引サイズより小さくはならないこと。
  - (h) 不可抗力事象が発生していないこと。
  - (i) コントラクトをオープンすることを申し出る場合、デフォルト事象が発生していないこと、またはデフォルト事象を引き起こすような行為をしていないこと。
  - (j) コントラクトをオープンまたはクローズアウトすることを申し出る場合、そのコントラクトのオープンによって、お客様が当社との取引に設定された信用枠その他の限度を超えることがあってはならないこと。

5.10 当社は、注文(ブラックボックス取引、スキアルピング、または類似の取引方法に関連する注文など)を拒否することができ、当社の絶対的裁量により、かつ理由の如何を問わず、注文に制限を加えるか、または指示もしくは注文の受け付けに他の条件を付けることができます。

5.11 当社は、Titan FXプラットフォーム内で、注文の送信または実行を妨げるフィルターの使用、追加および変更をいつでも行うことができます。当社は、法律または規制当局の指示により通知が禁止されている場合を除き、拒否または制限について、合理的に可能な限り速やかにお客様に通知します。

5.12 当社は、以下の理由により注文をキャンセルまたは修正することができます。

- (a) 適用法によりそれを行う必要がある場合。



- (b) エラー(重大な誤謬を含む)が発生した場合。
- (c) 公正かつ秩序ある市場を維持する必要性、ライセンシーとしての義務または関連する取引所の参加者もしくは利用者としての義務その他の法的および規制上の義務を考慮した上で、当社がキャンセルまたは修正が適切であると判断した場合。
- (d) コンtractの対象である原資産が取引所で取引停止措置を受けており、お客様が指示を再確認していない場合。

- 5.13 当社は、最大取引サイズを超える注文を拒否する権利を留保します。最大取引イサイズ以上のコンtractに関する当社の見積りについては、原市場または関連市場の見積りに対する特定の割合内であることを保証するものではなく、当社が注文を受け入れる際には、特別な条件および要件が適用される場合があり、その際にはお客様に通知します。
- 5.14 当社は、注文のキャンセルまたは修正の指示をできるだけ速やかに実行するよう合理的な努力を払います。ただし、注文のキャンセルまたは修正の指示が実行される前に当該注文が成立した場合は、当該コンtractが修正またはキャンセルされない限り、お客様は修正またはキャンセルの指示が出される前の元の条件で契約を受け入れる義務があります。
- 5.15 お客様は、当社が裁量を持つ口座を運営していないこと、および本契約による別段の明示的な定めがない限り、当社はお客様の指示に基づいてのみ行動することを確認します。
- 5.16 本契約に別段の定めがない限り、すべての注文は、お客様によりキャンセルされるか、Titan FX プラットフォームにより削除されるまで未決済のままとなります。当社は失効した注文を再設定する責任、およびお客様に連絡して新たな指示を求める責任を負いません。
- 5.17 お客様は、当社に対して、適用法に違反し、または当社もしくは第三者が適用法に違反させるコンtractを締結するための注文を提出するよう指示してはなりません。この適用法には、以下に関連する法律または規則を含みますが、これらに限定されません。
- (a) 市場操作、不正取引、市場価格操作、架空取引、ブラックボックス取引、高頻度取引、スキャルピング、ウォッシュトレードまたは注文のマッチングに関するもの。
  - (b) インサイダー取引。
  - (c) 空売り。
  - (d) 市場の秩序を乱す行為または市場の健全性もしくは効率性を損なう行為。
  - (e) 誤解を招く行為または欺罔する行為。
- 5.18 ストップロス注文および指値注文は、すべての取引対象において利用可能です。当社は、いかなる取引においてもストップロス注文または指値注文を受け付けることを拒否することができます。

#### 注文を執行するための証拠金要求額

- 5.19 一定の価格以上でコンtractをオープンするよう当社に指示する注文は、通常、価格が関連する制限に達し、かつ、お客様の口座に開設される取引の初期証拠金をカバーするための十分な取引原資がある場合にのみ執行されます。

5.20 注文が執行された結果として、お客様の口座に発生した損失額については、注文が執行された時点でお客様の口座に取引原資があったか否かにかかわらず、お客様が引き続き責任を負うものとします。

#### 当社のストップアウトレベルの設定権限

5.21 当社は、お客様のポジションまたはお客様の口座全体に対して、当社がそのような措置をとることが必要または望ましいと判断した場合、ストップロス注文を適用することができます。これにはお客様のポジションにおける損失を制限するため、以下のような場合が含まれますがこれらに限定されません。

- (a) お客様が当社に支払うべき金銭(すでに支払期日が到来しているか、今後到来する可能性のある金銭)を支払わないと当社が何らかの理由で考える場合。
- (b) お客様が当社に対して行った声明が真実でない可能性があると当社が信じるに足る理由がある場合。
- (c) お客様が当社に対して実行することを約束したにもかかわらず、それを履行しない場合。
- (d) 当社がお客様との連絡に困難を抱えており、その理由がお客様が常に当社と連絡が取れるよう合理的な注意義務を怠ったためであると考えられる場合。そのような理由は、(マージンコールを行う目的か否かにかかわらず)当社がお客様から提供された電話番号に電話をかけたが、お客様本人と直接通話できない場合かつ次のような場合に生じます。
  - i. 当社が提供されたメッセージ受付機能にメッセージを残し、その後30分以内にお客様から返答がない場合(または、複数回連絡を試みた場合でも、最初に残したメッセージを以って連絡したものとみなされます。また、伝言を申し出る者、もしくは自動応答メッセージにメッセージを残すか、残そうと試みた場合であって、何らかの理由により当該メッセージがお客様に届かなかったときでも、当該メッセージをお客様に残したものとみなされます)。
  - ii. メッセージ受付サービスが提供されておらず、当社がお客様から提供されたすべての番号に30分以上の間隔を置いて再度ダイヤルし、なおかつ直ちにお客様と通話できない場合。

#### 当社が設定した注文についてのお知らせ

5.22 ストップロス注文を適用した後、合理的に可能な範囲で速やかに、当社はTitan FXプラットフォームを通じてその旨をお客様に通知するよう努めます。当社は、ストップロス注文についてお客様に通知するための他の手段を講じる義務を負わず、何らかの理由でストップロス注文の適用をお客様に通知できなかった場合でも、そのストップロス注文の有効性または執行可能性に影響を与えることはありません。

#### 価格設定における誤謬

5.23 マージンFX契約またはCFDの価格設定において、当社が提示した価格が、当社または第三者のいずれかの過失により、当時の市場状況および原資産の相場を考慮した場合に本質的に不正確である重大な誤謬が発生する可能性があります。重大な誤謬には、不正確な価格、日付、時刻、マージンFX契約またはCFDに関する誤謬、またはあらゆる情報の誤謬もしくは不明確さが含まれ

る場合があります。取引が重大な誤謬に基づいている場合、当社はお客様の同意なしに以下のことをを行う権利を有します。

- (a) マージンFX契約またはCFDの契約条件を修正し、重大な誤謬がなかった場合において、当該マージンFX契約またはCFDが締結された時点で公正であったと当社が判断する価格を反映させること。
- (b) 当該取引およびそれに起因するすべての保有中のポジションを閉じること。
- (c) マージン契約またはCFDを契約の開始時点から無効とすること。
- (d) マージンFX契約またはCFDを修正または無効にする行動を控えること。

5.24 当社は、重大な誤謬を認識した後できる限り速やかに、第5.23条に基づく権利を合理的かつ誠実に行使します。可能な限り、当社は本条項に基づく措置を講じる前にお客様に通知いたしますが、もしそれが実行不可能な場合は、措置を講じた後できるだけ速やかに通知いたします。当社に詐欺または重大な過失がない限り、当社は、重大な誤謬から生じるか、またはそれに関連するいかなる損失、費用、請求、要求または支出(逸失利益または間接的もしくは派生的損失を含む)について、お客様に対して責任を負いません。これには、当社が依拠する情報サービスから生じた重大な誤謬も含まれます。

5.25 重大な誤謬が発生し、当社が第5.23条に基づく権利を行使する場合、当社は通知なしにお客様の口座を調整することができ、また、重大な誤謬の対象となるマージンFX契約またはCFDに関連してお客様に支払われた金銭について、当社に対する支払義務が生じた債務として返還を求めることができます。

#### 価格、執行プロセスおよび取引プラットフォームの操作

5.26 お客様が当社の価格、執行プロセス、または取引プラットフォームを操作したと当社が合理的に信じる場合、当社は、単独かつ絶対的な裁量により、第5.23条に従い、通知することなく以下のことを行なうことがあります。

- (a) お客様が当社に対して金銭を支払う義務が生じる取引である場合、その取引をお客様に対して強制執行すること。
- (b) 当社がお客様に対して金銭を支払う義務が生じる取引である場合、当社はその取引を契約の開始時点から無効とみなすこと。ただし、当社が本条項に基づきお客様に通知を行ってから30日以内に、お客様が本契約において保証違反、虚偽表示または誓約違反を行っていないことを示す決定的な証拠を提出した場合はこの限りではありません。
- (c) 当該行為により得られたと当社が合理的に疑う資金の引き出しを留保すること。
- (d) お客様の口座に対して、必要と判断される修正または調整を行うこと。
- (e) お客様の口座を閉鎖すること。
- (f) その他、当社が適切と考える措置を講じること。



## 6 原資産に対する権利または利益の非付与

---

- 6.1 当社の商品およびコントラクトは、関連する原資産に対する権利および利益をお客様に付与するものではなく、それを取引所で取引する能力を有するものではありません。

## 7. 必要証拠金

---

### 必要証拠金の履行義務

- 7.1 当社の証拠金要求額は、各コントラクトの期間を通じて適用されます。お客様は、必要証拠金が常に口座に存在することを確保する責任を負います。実質証拠金が必要証拠金を下回っている場合に、当社が通知するかどうかは定めていません。コントラクト期間中のいつの時点においても、実質証拠金が必要証拠金をカバーするのに十分未決済のコントラクトをクローズアウトするか、当社に適切な資金を振り込む必要があります。そのような資金の振替は、当社からの要求後直ちに実行され、文書で記録されなければなりません。たとえお客様がそのような取引を行った場合でも、当社は自らの単独の裁量で、注文のキャンセル、または1つもしくは複数のコントラクトもしくはコントラクトの一部のいずれかまたは双方をキャンセルすることができ、そのような行為につき、当社は、お客様に対して一切の責任を負いません。
- 7.2 コントラクト期間中のいつの時点においても、実質証拠金が必要証拠金を下回った場合、その不足分は直ちに支払期限が到来し、本契約に従って支払われない場合は、デフォルト事象を構成するものとします。
- 7.3 当社は、Titan FXプラットフォームを通じて、お客様が必要証拠金を計算できるように、口座に関する情報へのアクセスを提供します。当社は、かかる情報の要求を行わなかったことにより、お客様が被るか、負担する可能性のある損失額について、一切責任を負いません。
- 7.4 当社の管理下にある事情により、Titan FXプラットフォームを通じて口座情報へのオンラインアクセスを提供できない場合、実質証拠金が必要証拠金と等しくなるよう、追加資金を要求するためには合理的な努力を以ってお客様に連絡を試みます。お客様は、コントラクトが特に速やかにお客様に不利な方向に進んでいるか、または進んだ場合などの極端な状況において、当社が本契約に基づきコントラクトをクローズアウトする権利行使する前に、お客様に連絡出来ない場合があることを受け入れます。当社がいかなる場合においてもお客様に対して行う要求、連絡、電話または通知は、本条項に基づくお客様による放棄を無効とするものではありません。

## 8. 値洗い決済金

---

### コントラクトの評価

- 8.1 当社は各評価時刻におけるコントラクト価値を算出します。

### 値洗い決済金

- 8.2 評価時刻において、次の条件が適用されます。
- (a) 今回のコントラクト価値が前回のコントラクト価値を上回る場合、ショートポジションの当事者はロングポジションの当事者に今回のコントラクト価値と前回のコントラクト価値との差額を支払わなければなりません。
- (b) 今回のコントラクト価値が前回のコントラクト価値を下回る場合、ロングポジションの当事者



はショートポジションの当事者に今回のコントラクト価値と前回のコントラクト価値との差額を支払わなければなりません。

#### 8.3 クローズアウト日は、次の条件が適用されます。

- (a) クローズアウト価値が前回のコントラクト価値を上回る場合、ロングポジションの当事者はショートポジションの当事者に前回のコントラクト価値とクローズアウト価値との差額を支払わなければなりません。
- (b) クローズアウト価値が前回のコントラクト価値を下回る場合、ショートポジションの当事者はロングポジションの当事者に前回のコントラクト価値とクローズアウト価値との差額を支払わなければなりません。

#### 8.4 すべての値洗い決済金については以下の通りとします。

- (a) 当社がお客様に支払うべき金額は、お客様の口座に入金されます。
- (b) お客様が当社に支払うべき金額は、お客様の口座から引き落とされます。

これらは関連する評価時刻またはクローズアウト日と同じ営業日内に処理されます。

#### 8.5 本第8条に基づき行われたすべての値洗い決済金は次のように処理されます。

- (a) 当社が支払う場合、次の順で処理されます。
  - (i) まず、第8.2(b)条に基づきお客様が前払いした取引損失の返金として処理されます。
  - (ii) 次に、第8.5(a) (i)条に定める金額を超える値洗い決済の超過分について、利益の返済として処理されます。
- (b) お客様が支払う場合、次の順で処理されます。
  - (i) まず、8.5(a) (ii)条に基づき、当社が前払いした利益の返金として処理されます。
  - (ii) 次に、8.5(b) (i)条に定める金額を超える値洗い決済の超過分について、取引損失の前払いとして処理されます。

### 9. コミッション、料金その他の手数料および費用

---

- 9.1 お客様は、<https://titanfx.com/trading/accounts>に定められ、かつ本契約に基づき適用されるコミッション、料金、手数料および費用を当社に支払うものとします。
- 9.2 当社は、これらのコミッション、料金、手数料および費用を、お客様にとって有利な変更である場合、または当社の支配を越えた外部の状況による場合には、通知することなく変更することができます。当該状況には、以下のものが含まれます。
  - (a) 取引所、清算機関、情報提供者その他の第三者提供者からのコミッションおよび料金の変更で、当社がお客様に転嫁するもの。

9.3 当社は、次の場合には、7日間の事前通知をもってこれらのコミッショ n および料金を変更することができます。

- (a) 競争行動など市場状況により、当社がコミッショ n を変更することが適切であると判断される場合。
- (b) 商業上の理由により、当社は一般的なコストおよび価格構造を変更したいと考えている場合。
- (c) お客様の個別状況に重要な変更が生じた場合。

9.4 本第9条に基づく支払い金額は、お客様がコミッショ n 、料金その他の費用を負担した営業日の業務終了時に、お客様の口座から引き落とされます。

## 10. 利息

---

### 当社が保管する金額に対する利息の不払い

10.1 書面による別段の合意がない限り、当社は、次のことに対して責任を負いません。

- (a) お客様の口座内のフリー残高または当社がお客様のために保管しているその他の金額に対して利息を支払うこと。
- (b) 当該金額またはお客様の口座内のコントラクトに関連して当社が受け取った利息をお客様に対して報告すること。

10.2 本契約に基づき当社に支払うべき金額を支払わない場合、当社は、未払い金額に対してデフォルト利率で利息を請求することができます。デフォルト利率は、原資産に対する中央銀行目標金利に年率3%を加え、日割りで複利計算されるものとします。デフォルト利息の金額は、当社に支払われるべき金額が支払われるまで、毎日お客様の口座から引き落とされます。

## 11. 通貨換算

---

11.1 お客様から当社への支払い金額および当社からお客様へのお支払い金額のすべては、お客様と当社との合意により、オーストラリアドル、米ドル、日本円、シンガポールドル、またはユーロで支払うことができます。入出金に利用可能な通貨のリストは、適宜変更される場合があり、特定の種類の顧客にのみ提供される場合があります。お客様が口座の基軸通貨と異なる通貨で表示されたコントラクトを取引する場合、当社の信託口座から転送される資金は、コントラクトの決済時に直ちに関連する資金を基軸通貨に換算するための通貨スポットレートで換算され、その換算レートから最大2%の換算手数料が差し引かれ、当社がこれをお客様に請求します。

11.2 本第11条に基づく支払い金額は、通貨換算が行われた日に直ちにお客様の口座から引き落とされます。

11.3 当社は、自らの裁量により、換算計算手数料を放棄または延期することができます。

## 12. スワップ手数料およびスワップ利益

---

- 12.1 お客様がコントラクト(除外コントラクトを除く)においてポジションをオーバーナイトで保持する場合、そのポジションは翌営業日にロールオーバーされ、その結果、スワップ手数料を支払うか、スワップ利益を受け取ることになります。その金額は当社が決定し、当社のスワップレートを含む要因によって異なります。
- 12.2 当社の商品に対するスワップレートは、トム・ネクスト(翌日から翌々日)レートを使用し、原市場における原資産に対してマークアップを加えて決定されます。スワップは、同じ商品に対して反対のポジションを保有している場合でも、各ポジションに個別に課されるか、または加算されます。
- 12.3 世界中のほとんどの流動性提供者(国際銀行、金融機関、プライムブローカーその他の市場参加者を含む)は、土曜日および日曜日は取引を行っていません。したがって、外国為替取引のオーバーナイト利息はこれらの2日間には計算されませんが、ほとんどの流動性提供者は、これらの2日間の保有コストを計算しています。このため、外国為替市場では特定の曜日(例えば水曜日または金曜日)にオーバーナイトポジションを保有する場合、3日分のスワップを計算します。そのため当該曜日にオーバーナイトポジションを保有する際の利息は、他の曜日のオーバーナイトポジションを保有する際の利息の通常3倍となります。水曜日の取引終了時にマージンFXコントラクトを保有している場合、スワップ手数料またはスワップ利益は3倍になります。
- 12.4 決済条件の変更、祝日または市場の休業に応じて、3日分のスワップが課金または加算される営業日を変更する必要が生じる場合があります。また、スワップは祝日にも前もって課金または加算されます。一般的に、祝日が発生した場合、スワップ手数料は前もって計算されます。特定の商品に適用されるスワップレートの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。
- 12.5 同一の取引日にポジションをオープンしてクローズした場合、スワップ手数料またはスワップ利益は発生しません。除外コントラクトの場合、スワップ手数料またはスワップ利益は発生しません。
- 12.6 支払われるべきスワップ手数料およびスワップ利益は未決済の取引ポジションのスワップ値欄に計上されます。当社は、自らの完全な裁量により、取引量、口座残高および市場の状況に応じてお客様のポジションに適用されるスワップレートを調整することができます。当社は、適用されるスワップレートを変更する権利を留保します。その場合、お客様は、当該変更についての適切な通知を受け取り、必要に応じて改訂されたPDSを受け取ることになります。

#### ロールオーバー手数料またはロールオーバー利益

- 12.7 スポットおよびフォワード取引に関して、除外コントラクトにはロールオーバー手数料が課されます。取引が未決済のままである限り、ロールオーバー手数料が発生します。この手数料は金利スワップおよびファイナンスレートを表し、取引される通貨ペアによって決定されます。スワップレートは参考レートであり、市場の変動性に基づいて変更されることがあります。それらは日々変動する可能性があり、Titan FXプラットフォームに掲載されます。

#### スワップフリーオーライ

- 12.8 当社のスワップフリーオーライは、宗教上の理由によりスワップ手数料の支払いやスワップ利益の受領が禁止されているお客様のために設計されています。これにより、お客様の取引活動が信念に沿った形で行われることを可能にします。
- 12.9 お客様の居住国によっては、スワップフリーオーライを利用できる場合があります。本オーライでは、オーバーナイトポジションにおけるスワップ手数料の支払いやスワップ利益の受領が免除されます。
- 12.10 ただし、ポジションを3日間保有した後は、日次の管理手数料が適用されます。この手数料はス

ワップ手数料と同様の方法で計算され、週末を含め毎日発生します。手数料はお客様の基軸通貨建てで口座残高から自動的に差し引かれます。管理手数料の金額は、銘柄、ポジションサイズおよび保有期間に応じて決定され、その内容は口座明細および当社ウェブサイトにおいて開示されます。

12.11 管理手数料以外に、追加の入金手数料または出金手数料は発生しません。

12.12 スワップフリーオークを保有する場合、通常口座を同時に保有することはできません。同様に、通常口座を保有している場合はスワップフリーオークを利用することはできません。スワップフリーオークはMT5取引プラットフォームでのみ利用可能であり、当社の単独の裁量により特定の法域に限定して提供されます。当社は、適格性要件を隨時変更する権利を留保します。

12.13 当社は、お客様のスワップフリーオークに関連して濫用、不正利用または不正行為があると合理的に判断した場合、当社の裁量によりスワップフリーオークを通常口座へ変更し、または本契約を終了させる権利を留保します。

12.14 前各条の規定にかかわらず、BTCUSDその他の暗号資産建て商品には、グレース・ピリオドは適用されません。BTCUSDのポジションに対する管理手数料は、当該ポジションを保有した初日から発生し、当社が公表する料率に従って課されます。

## 13. コントラクトのクローズアウト

---

### コントラクトのクローズアウト

13.1 オープンポジションのクローズアウトは、つぎのいずれかによります。

- (a) 当社がお客様のコントラクトのクローズアウトを要求する注文を受け付けた時点でクローズアウトとなる。
- (b) 第21条に基づき当社によりクローズアウトされる。

### クローズアウト後の清算

13.2 コントラクトが第13.1条に基づきクローズアウトされた場合、当社は利益を支払い、お客様は損失額を支払うものとし、その支払いが第8条に基づいて、いまだ支払われていない範囲で行なわれます。

## 14. 確認書

---

### お客様への報告

14.1 当社が注文を受け入れた場合、すべての注文について1日1通の確認書をお客様が登録されたメールアドレスに24時間以内にお送りいたします。

14.2 当社が確認書を送信しなかった場合でも、注文およびコントラクトの有効性には影響しません。

14.3 以下の内容に矛盾がある場合は、当社の取引記録が優先します。



- (a) 本契約。
- (b) コントラクトまたは注文に関する当社の取引記録。

#### スタンディングファシリティ

##### 14.4 お客様は次のことを確認します。

- (a) 当社は、クライアントキャビネットにスタンディングファシリティを設置し、これを用いて、当社が提供する確認書その他の報告書の閲覧、ダウンロードおよび印刷ができるること。
- (b) 確認書その他の報告書を提供する手段としてスタンディングファシリティを使用する権限を当社が有していること。
- (c) お客様が次の用途のために当該スタンディングファシリティにアクセスし使用すること。
  - (i) 当社が提供する確認書その他の報告書を受領すること。
  - (ii) すべてのコントラクトを確認すること。
  - (iii) 本契約に基づくお客様の義務を監視すること。
- (d) 確認書その他の報告書は、当社がスタンディングファシリティに、関連する文書を掲載した時点で、お客様に提供されること。

##### 14.5 当社は、スタンディングファシリティを通じて提供することに加えて、確認書その他の報告書を送付する場合があります。

#### 誤謬

##### 14.6 お客様は、当社から受け取ったか、または提供された確認書の内容を確認する義務を負います。当該確認書は、当社が別段の通知を行わない限り、受け取った日から3営業日以内に書面で異議を申し立てない場合、確定的なものとみなされます。

## **15. 当社の権利**

---

##### 15.1 当社は、通知の有無にかかわらず、または本約款に基づき有するその他の権利に加えて、以下の権利行使することができます。

- (a) コントラクトの全部または一部を当社が合理的に適切と判断する方法でクローズアウトまたはキャンセルすること。
- (b) お客様のポジション制限を削減すること。
- (c) 注文を拒否すること。
- (d) 本契約を解除すること。
- (e) コントラクトの価格、サイズまたは価値を調整すること。



- (f) 必要証拠金(レバレッジ)を調整すること。

15.2 当社は、以下のいずれかの場合、第15.1条の権利行使することができます。

- (a) デフォルト事象が発生した場合。
- (b) 異常な取引条件があると当社が合理的に判断した場合。
- (c) 本契約に基づく当社の権利を保護するために必要であると当社が合理的に判断した場合。
- (d) 当社の支配を越える理由により、関連する市場情報が入手できない場合で、該当するコントラクトの見積りができないとき。
- (e) 当社が自らの絶対的な裁量によりそのように決定した場合(この場合に限り、当該決定についてお客様に書面で通知します)。
- (f) お客様が「インサイダー情報」を保有している可能性があると当社が判断した場合。
- (g) お客様が適用法に違反している可能性があると当社が判断した場合。
- (h) いずれかの当事者が、規制機関または当局からそのような要請を受けた場合。
- (i) お客様の実質証拠金が必要証拠金を下回っている場合。
- (j) お客様の注文に係るコントラクト価値の合計額と他のすべての注文に係るコントラクト価値の合計額が、市場において当社が合理的に適切と判断する最小値を下回るか、最大値を超える場合。

15.3 当社がいずれかのコントラクトの全部または一部をクローズアウトする権利行使する場合、当該コントラクトに係るクローズアウト価値を当社の単独の裁量で決定する場合を除き、第13条が適用されます。

15.4 お客様は、当社が任意にお客様のコントラクトをクローズアウトすることを受け入れます。お客様のコントラクトのうち、当社がクローズアウトする割合は、当社の完全な裁量により決定します。

## 16. 取引の一時停止および市場の混乱

---

16.1 いつの時点においても、次のいずれかの事態が発生した場合は、以下の通りとします。

- (a) 取引所において、原資産に対する取引が制限または一時停止されること。
- (b) 取引所において取引が制限または一時停止され、関連するインデックス内での取引が制限されることにより、当社が関連する原資産を参照して当社の商品の価格を決定できなくなること。

これらの場合、影響を受けた原資産を参照する当社の商品の価格は、原資産の市場における取引制限または一時停止の直前の市場価格を一般的に基準として設定されます。



16.2 取引制限または一時停止が5営業日続いた場合、当社は、コントラクトをクローズアウトすることができ、その場合、当社は誠実に行動してクローズアウト日およびクローズアウト価値を決定します。当社は、取引制限または停止の期間中、常に当該制限または一時停止が適用される間において、影響を受けた原資産の価格を、取引全体に影響を与える市場の状況または当該原資産の取引に影響を与える市場の状況を考慮し、合理的な裁量により調整する権利を留保します。

## 17. 顧客の保証および表明

---

17.1 お客様は、以下の事項を保証し、表明するものとします。

- (a) お客様は、債務が履行期に到達した際に当該債務を支払う能力があり、また、如何なる法律の下でも破産していない、または破産とみなされないこと。
- (b) お客様の取引資金は、現在および将来において、適用法、国際法もしくは条約または合意に基づき、マネーロンダリング、テロ資金供与その他の違法行為から得られたものではなく、またはこれらと関連していないこと。
- (c) お客様の業務に関連して、清算人、仮清算人、受託者、受託管理者、信託管理人、管財人、公式管理者、管理者または同様の役職者は任命されておらず、これらの者の任命に関する申請もなされていないこと。
- (d) お客様は、インサイダー取引、市場操作または市場の不正行為に関連する場合を含む、いかなる法律または規則にも違反する取引を行わないこと。
- (e) お客様が信託管理人である場合、現在もしくは進行中もしくは脅威となっている訴訟、または裁判所もしくは機関における手続きにおいて、信託または信託の資産に影響を及ぼすものではなく、信託契約に基づく免責権または本約款、商品、それにに基づく義務の履行能力の合法性または有効性に疑義を呈する、または影響を及ぼす可能性があるものは存在しないこと。
- (f) お客様が法人名義で口座の申込みを完了した場合は、次の項目について保証し、これを表明するものとします。
  - (i) 当該法人が設立された管轄区域の法律の下で適切に認可されており、効力が存在していること。
  - (ii) 当該法人が適切に権限を付与されており、定款および組織文書に基づき必要な法人その他の権限を取得していること。
- (g) お客様が信託管理人名義で口座の申込みを完了した場合は、次の項目について保証し、これを表明します。
  - (i) お客様が当該信託の唯一の管理人であること。
  - (ii) お客様を当該信託の管理人として解任するための行動は、一切取られておらず、またその予定もないこと。
  - (iii) お客様が、信託証書(契約書)に基づき、本契約およびコントラクトまたは注文に基づく義務を履行し、これを遵守する権限を有していること。
  - (iv) お客様が、本契約またはコントラクトを締結し、注文を行い、それにに基づく義務を履行し、それらを執行可能にするために必要な権限を完全に有しており[信託証書(契約書)およびその定款(ある場合)に基づくものを含む]、その権限が有効であること。
  - (v) お客様が、本契約およびコントラクトまたは注文に基づき負った義務に関して、信託の資産から完全に免責される権利を有していること。

- (vi) 信託財産が、当該免責権およびお客様が信託財産から免責されるその他すべての義務を満たすのに十分であること。
- (vii) お客様が、信託証書(契約書)に基づき、現在も過去においても債務不履行に陥っていないこと。
- (viii) 信託を解除するための行動は一切取られておらず、その提案もされていないこと。
- (ix) お客様およびお客様の取締役その他の役員が信託に関連する義務を遵守していること。
- (x) お客様が、本契約およびコントラクトまたは注文の目的を慎重に検討し、本契約およびコントラクトまたは注文の締結が受益者の利益のためであり、信託証書(契約書)の条件が公正かつ合理的であること。
- (xi) お客様が事業を運営するために必要なすべての承認、ならびに本契約およびコントラクトまたは注文の履行、効力もしくは執行可能性に関連する承認は、すべて取得され完全に有効であること。
- (h) お客様が本契約、コントラクトまたは本契約が意図する取引について、その履行を妨げる法的障害がないこと、およびその履行を制限するような法律または規則に従っていないこと。
- (i) お客様が適用されるすべての法律を遵守しており、これには、すべての税法および規則、外為管理要件ならびに登録要件を含むものの、これらに限定されないこと。
- (j) お客様が当社に提供する情報が完全かつ正確であり、重要な点において誤解を招くがないこと、ならびに当該情報に変更があった場合、お客様が当社に対し、3営業日以内に書面で通知すること。
- (k) 口座申込書に記載がある場合を除き、お客様が信託の信託管理人として行動しないこと。
- (l) 口座に預けられたすべての資金が担保権の対象ではないこと。
- (m) いかなるデフォルト事象も是正されずに継続していないこと。
- (n) お客様が本契約、コントラクトもしくは注文に基づく義務を履行する能力、または当社に許諾された権利に重大かつ不利な影響を与える可能性のある不利な判断が下されるような未決の訴訟または請求がないこと。
- (o) お客様が、本契約、コントラクトまたは注文に基づく義務に関して、主権その他の理由である訴訟、執行、差押えその他の法的手続きから、お客様自身またはお客様の資産もしくは収益に対する一般的免責または免除の権利を主張することができないこと。
- (p) 口座申込書に記載された情報が完全かつ正確であること。
- (q) 上記保証および表明は注文がなされる都度繰り返されるものとみなします。
- (r) お客様は、本条項に定める表明および保証に基づいて、当社が本約款を締結したことを確

認します。

## 18. 義務および確認

---

18.1 お客様は、以下の義務を負います。

- (a) お客様が行った保証または表明が不正確かつ誤解を招くものである、またはそのようになった場合、当社に通知すること。
- (b) デフォルト事象が発生しないよう、必要なすべての措置を講じること。
- (c) 当社が適宜合理的に要求する際に、お客様に関する財務その他の情報を当社に提供すること。

## 19. 補償および責任の排除

---

### 補償

19.1 お客様は、以下に起因または関連して発生した損害賠償責任額または損失額について、当社を補償します。

- (a) お客様のオフィスから発信された、また被授權者によって行なわれたとされるファックス、電話、電子メールまたは書面による指示。
- (b) デフォルト事象の発生時に措置を講じること。
- (c) 本約款に基づくお客様の義務違反。
- (d) 任意の時点におけるTitan FXプラットフォームの利用不可、システムおよびデータのエラー、遅延、不正確性、お客様に提供したデータのエラーもしくは欠落、ソフトウェアもしくはコンピュータウイルスまたはTitan FXプラットフォームの無権限の利用に起因して、当社のTitan FXプラットフォームに関し、お客様が被った損失額または請求額。
- (e) 当社の重過失または故意の不履行に起因して被った場合を除き、お客様が被った請求額または損失額。
- (f) 規制当局または政府機関の指示、要請または要求に従った行動。

お客様は、当社の請求に基づき、本補償に基づく支払額を支払うことに同意します。

19.2 システムの障害、通信の失敗もしくは遅延または類似の技術的エラーに起因してお客様が被った損失額について、当該エラーが当社の支配の範囲内にあるか否かを問わず、当社は責任を負わないものとします。

19.3 当社は、当社の入力ミスもしくはフィードエラー、またはお客様がシステムに入力した情報の誤認の結果として生じた見積りの誤謬に起因してお客様が被る利益の喪失または損失について責任を負わないものとします。

19.4 本補償条項は、本約款の終了後も効力を保持するものとします。



## 責任の排除

19.5 当社は、以下の事由によって発生した損失額について責任を負いません。

- (a) 本契約に基づく権利または救済措置の行使、その試み、失敗または遅延。
- (b) 合理的に予見できない損失。
- (c) 商品提供者、市場または規制機関によって取られた行動。
- (d) 価格設定の誤謬。
- (e) 当社が提供した助言に関する請求。
- (f) Titan FXプラットフォームの性能
- (g) お客様の注文を受け付けないこと、または受け付けの遅延
- (h) 口座の金額を実質証拠金またはフリー残高として指定しないこと、または指定の遅延。

## 20. お客様と当社との取引

---

20.1 当社は、以下の者による口頭または書面による指示に基づいて、注文を行う権利を有します。

- (a) 被授權者
- (b) 実際には権限を有さないにもかかわらず、当社に対し被授權者のように見える者。
- (c) お客様のユーザー名、口座番号、ユーザーIDまたはパスワードを使用して送信された指示。

20.2 お客様は、当社が必要とする指示を早急に提供することに同意します。お客様が3営業日以内に指示を提供しない場合、当社は、自己またはお客様の保護のために必要または望ましいと考える措置を、当社の絶対的裁量により、お客様の費用負担で講じができるものとします。この規定は、当社がお客様に連絡できない場合にも同様に適用されます。

20.3 当社は(義務ではありませんが)、お客様に支払うべき金銭を送金する指示がある場合、または当社がその確認が必要または望ましいと判断した場合には、合理的に要求する形式で確認を求めるることができます。

20.4 お客様が複数の人物(例えば共同名義の口座保有者)である場合は、次の通りとします。

- (a) 各人の責任は連帯責任です。
- (b) 当社は、これらの人物またはそのように見える者から指示を受け行動することができます。ただしこれらの人物が被授權者であるか否かを問いません。
- (c) これらの人物の1人に行った通知その他の意思表示は、これらの人物うち他のすべての者

に行なったものとみなされます。

- (d) 第3条に基づく当社の権利は、これらの人物のいずれかに関するデフォルト事象が発生した場合にも適用されます。

## 21. 解除

---

21.1 お客様のすべてのコントラクトがクローズアウトされた場合、お客様は、当社に書面で通知することにより、14日以内にTitan FXプラットフォームの使用に関するすべての権利など本契約を解除することができます。

21.2 当社は、以下のことができます。

- (a) コントラクトをクローズアウトすること。
- (b) Titan FXプラットフォームの使用に関する権利など本契約を次の手続きに従って解除すること。
- (c) 任意の時点において14日間の通知を行うことにより、または、デフォルト事象が発生した場合もしくは当社の利益を保護するために行動する場合は、通知なしで直ちに解除できます。

21.3 いずれかの当事者による解除時に、当社はお客様が保有するすべての口座を統合し、各口座における貸方残高をお客様に移転する前に、いずれかの口座からお客様に支払うべき金額を差し引くことができます。

21.4 第21.3条に定める権利に加えて、本契約終了後、以下の権利は引き続き完全な効力を有します。

- (a) お客様によって提供された補償。
- (b) 第19条に基づき提供された補償。
- (c) お客様のすべての秘密保持義務。
- (d) 第3条に基づくTitan FXプラットフォームに関するお客様の義務。
- (e) お客様が行った表明および保証。
- (f) 本契約に基づく当社の責任の排除および契約終了前に発生したお客様のその他の権利または義務。

## 譲渡

21.5 お客様は、当社の同意なしに、本契約またはコントラクトに基づく権利を譲渡したり、その他の方法で処理したり、またはそれらに対する利害関係を生じさせたり、変更したりすることはできません。

21.6 当社は、いかなる者の同意もなく、本契約またはコントラクト(譲渡または参加を含む)に基づく権利を譲渡したり、その他の方法で処理したりすることができます。お客様は、当社がこの権利を行

使するために必要と考える情報または書類を開示することに同意するものとします。

## 相殺

21.7 当社は、本契約、コントラクトまたは注文に基づき、お客様が当社に支払うべき金額(支払期日が到来しているか否かを問わず)に対して、当社がお客様に対して支払うべき金額を相殺することができます。これは契約終了後も適用されます。

21.8 当社は、本条項に基づく相殺を実行するために必要な措置を講じることができます(これにはお客様が当社に支払うべき金額の支払期日を変更することも含まれます)。本条項は、お客様と当社との間の他のいかなる合意にかかわらず適用されます。

## **22. デフォルト事象**

---

### デフォルト事象の定義

22.1 以下のいずれかの事象はデフォルト事象とみなされ、これらが発生した場合、当社は第22.2条に従って措置を講じる権利を有します。

- (a) お客様が、本契約に基づいて支払うべき金額を本約款が定める方法で期限内に支払わない場合。これには、いかなる時点においても、口座内の実質証拠金が必要証拠金より少ない場合も含まれますが、これに限定されません。
- (b) お客様が、本契約に基づく義務を遵守しない場合(上記(a)に該当するものを除く)、かつ、その不遵守が是正可能である場合で、7日以内に当該不遵守が是正されないと。
- (c) お客様に重大かつ不利な影響を与える、もしくは与える可能性のある事象が発生した場合、または一連の事象が合わせて重大かつ不利な影響を与える、もしくは与える可能性がある場合。
- (d) 法律またはその解釈の変更により、本契約の条項を実施することが違法となる場合。
- (e) 当社またはお客様が、規制機関または当局からコントラクト(またはコントラクトの一部)の終了を求められた場合。
- (f) お客様が死亡した場合、または精神的に不健全となった場合。
- (g) 本契約に関連して、お客様が、もしくはお客様のために行われた、または行なわれたとみなされる表明または保証が、行なわれた、もしくは行われたとみなされた時点で、不正確または誤解を招くものであることが判明した場合、
- (h) お客様が、口座のポジション制限を超過した場合。
- (i) お客様が支払い不能になった場合。
- (j) お客様が信託の管理人である場合で以下に示すとき。
  - (i) お客様が信託の管理人でなくなる、または信託の管理人を別の者に任命するための手続きが取られる場合(いずれの場合もお客様の同意なしに)。

- (ii) 裁判所で以下のような申請または命令が行われた場合。
  - (iii) お客様が信託の管理人として解任される申請または命令。
  - (iv) 信託財産が裁判所に持ち込まれる、または裁判所に管理され、もしくは支配下に置かれる申請または命令。
  - (v) お客様を信託の管理人から解任するため、または他の者をお客様と共同で信託管理人に任命するための通知が発せられる、もしくは会議が招集される場合。
- (k) 本契約または本契約に関連する取引が、全体または一部が無効、取消可能もしくは執行不能である、またはその状態に陥る(もしくはそのように主張される)場合(本項における「主張される」とは、お客様またはお客様に代わって行動する者が主張することを意味します)。
- (l) お客様の財産に対して差押え、執行その他の法的手続きが行われ、それに対する解除、解消または支払いが7日以内に行なわれない場合。
- (m) 抵当権または担保権によって設定された担保がお客様に対して執行可能となり、抵当権者または担保権者がその担保または担保権を執行するための手続きをとる場合。
- (n) 当社が、自身または関係会社の保護のために合理的に必要と判断する場合。

#### 当社が取り得る措置

22.2 デフォルト事象が発生した場合(または第22.1条に別途定めがある場合)、当社は事前の通知を行なうことなく、以下の措置のすべてまたはいずれかを(直ちに、または当社の単独の裁量により任意の時点で)講じることができます。

- (a) 証拠金など当社に対して支払い期限が到来している金額の即時支払いを求める。
- (b) 本約款を解除すること。
- (c) お客様の未決済のポジションの全部または一部をクローズアウトすること。
- (d) 未決済のポジションのサイズを月単位の条件またはポジション数(純額または総額)で制限すること。
- (e) 新規ポジション設定の注文を拒否すること。
- (f) 元帳残高をお客様の口座の基軸通貨に変換すること。
- (g) 当社の相殺権行使すること。
- (h) 証拠金率を変更すること。
- (i) お客様の取引または口座に対して新たな証拠金要求額を課すこと。
- (j) お客様の口座に対する信用枠を制限または撤回すること。

- (k) お客様の口座を一時停止し、いかなる取引の執行も拒否すること。
- (l) お客様に対し、直ちにポジションをクローズアウトし、当社が指定する方法で清算することを求めること。
- (m) お客様がポジションに基づいて負った義務を履行するため、当社が定めるレートおよび時間で取引を行うこと。
- (n) いずれかの口座を統合、クローズアウトまたは整理し、当社が絶対的裁量で決定する方法で、当社に対してまたは当社から負っている金額を相殺すること。
- (o) お客様が当社に対して負う潜在的な債務、またはその潜在性が存続する限り、当社が保有するお客様への支払額を留保すること。

#### 追加の一時停止およびクロージング権

22.3 以下に定める状況において、当社はお客様の口座をクローズアウトすることができ、その場合は14日間の書面による通知を行います。

- (a) お客様と当社との間で、当社が対立的な立場に立たされる訴訟が開始され、その訴訟に関する主題またはその争点に鑑みて、訴訟が継続中はお客様と取引ができないと当社が判断した場合。
- (b) お客様が当社のスタッフに対して不適切な態度をとった場合(例えば当社が不親切または攻撃的もしくは侮蔑的な言葉の使用とみなす場合)。
- (c) 当社が合理的な根拠に基づき、お客様が取引から生じるリスクを管理できないと判断した場合。

22.4 当社が本条項に基づく権利行使する場合、14日間の通知期間中、お客様の口座は一時停止され、既存の未決済のポジションをクローズアウトする以外の取引を行うことはできません。お客様が14日間の通知期間内にすべての未決済のポジションをクローズアウトしなかった場合、当社は本約款第22.2条に定めるいずれかの措置を講じる権利を有します。

#### 当社のクローズまたは無効化の権利

22.5 第22.2条、第22.3条および第22.4条に基づく措置を講じる権利を制限することなく、当社は以下の場合において、個々の未決済のポジションをクローズアウトまたは無効化し、あるいは注文を取消すことができます。

- (a) 未決済のポジションに関してお客様と争議中である場合。この場合、当社は争点となる金額を最小化するために、未決済のポジションの全部または一部をクローズアウトすることができます。
- (b) 未決済ポジションに関連してお客様が本契約に重大な違反をした場合。

#### 法の遵守

22.6 本契約のいかなる規定にかかわらず、本約款に基づきサービスを提供するにあたり、当社は、本

契約に基づくサービスがすべての適用法に準拠することを確保するために、当社の絶対的な裁量で必要と判断するあらゆる措置を講じる権利を有します。

22.7 お客様はすべての適用法を厳格に遵守することに同意します。当社が、お客様がその様に遵守していないと判断した場合、デフォルト事象の有無にかかわらず、当社は、本約款を通知なしに直ちに解除することができます。

## 23. 一般条項

---

### 当社の権利行使方法

23.1 当社は、権利もしくは救済措置を行使するか、またはその同意を与える、もしくは拒否する際に、当社が適切と考える方法で行うことができます(条項を課すことによる場合を含みます)。

23.2 当社が権利または救済措置を完全に行使しない場合または指定された時点で行使しない場合でも、後に行使することができます。

23.3 本約款に基づく当社の権利および救済措置は、本約款に基づくものとは独立して、法律により付与される他の権利および救済措置に加わるものです。当社は、権利および救済措置を当社が選択する順序で行使することができます。

### 権利の復旧

23.4 清算、管理、倒産または債権者保護に関する法律に基づき、本契約に関する取引(支払いを含む)が無効または取り消し可能であると主張されることがあります。請求がなされ、それが認められ、承諾され、または和解された場合は、以下のようになります。

- (a) 当社は、取引の前に享受していた本約款に基づく権利を、お客様に対して直ちに行使する権利を有します。
- (b) お客様は、当社の要求に応じて、取引前に当社が有していた権利を回復するために必要なすべての行為(文書への署名を含む)を行うことに同意するものとします。
- (c)

### 併合無効

23.5 本約款に基づく当社の権利は、当社が保有するいかなる担保権またはその他のお客様の義務に追加されるものであり、いかなる法律、衡平法またはそれに反する法の規定にかかわらず、これらと併合することではなく、または影響を及ぼすこともなく、もしくは影響を受けることもありません。

### 追加手続き

23.6 お客様は、次にあげる事項のために当社が要求する行為(同意の取得、文書の署名および作成ならびに文書の完成および署名を含みます)を行うことに同意します。

- (a) お客様および本約款に基づき拘束されることを意図したその他の者を拘束するため。

(b) お客様が本約款を遵守しているかどうかを示すため。

## 修正

- 23.7 当社は、いつでも本約款を修正、変更、改訂、追加または置換することができます。その際、当社は、適用法を遵守しなければなりません。
- 23.8 本約款が修正された場合、最新の本約款を電子メールでお送りいたします。本約款の最新のコピーを受け取りたい場合はいつでも、電子メールでご連絡ください。
- 23.9 当社は、お客様に対して30日間の通知後に、本約款に基づき追加の手数料もしくはコミッションを請求するか、または現在の手数料もしくはコミッションを引き上げることができます。

## 放棄

23.10 本約款の規定またはこれに基づいて創出された権利は、拘束されるべき当事者によって署名された書面によらない限り、放棄または変更することはできません。

## 抵触法

- 23.11 本約款がいかなる法律とも矛盾する場合は、法律で認められる範囲で、本約款が優先します。
- 23.12 本約款の規定が無効、違法または執行不能である場合、その無効性、違法性または執行不能性に関する範囲に限り無効とされますが、その他の規定には影響を及ぼしません。
- 23.13 本約款に基づいて当社に与えられた権利およびお客様の負う義務は、法律上それらに影響を及ぼす可能性のある事柄によっても影響を受けることはありません。
- 23.14 現在または将来の立法で、契約に関連してお客様の義務が変更され、その結果として当社の権利、権限または救済措置が不利に影響を受ける場合(遅延または延期を含む)、その影響は除外されます。ただし、その除外が法律によって禁止されている場合または無効とされる場合はこの限りではありません。

## 通知その他の意思表示

- 23.15 本契約に別段の明示的な定めがない限り、本約款に関連するすべての通知、証明書、同意、承認、放棄その他の意思表示は、以下の条件を満たす必要があります。
- (a) 書面によるか、または当社が適宜指定するその他の方法によるものとします。
- (b) 送信者(個人の場合)または送信者の被授權者によって署名されなければなりません。
- (c) 受信の時点は以下の通りです。
- (i) 手渡しまたは郵便で配達された場合、受取人の最後に通知された住所に配達された時、受領されたとき、または置かれた時。
- (ii) 手渡しまたは郵便で配達された場合、受取人の最後に通知された住所に配達された時、受領されたとき、または置かれた時。

- (iii) 郵送された場合、郵送後3営業日以内。
- (iv) 口頭で行われた場合、電話または対面によるものであれ、実際に伝達された時。
- (v) 留守番電話またはボイスメールにメッセージを残した場合、そのメッセージが残された時。
- (vi) ウェブサイトまたはTitan FXプラットフォームに掲示または提供された場合または電子メールで送信された場合、掲示、提供または送信時。

23.16 当社は、お客様の授権の範囲内で、本約款に基づく通知をお客様の被授権者に対して行うことができます。

23.17 意思表示は、受領された時点で効力を生じますが、意思表示の中で別の時期が指定されている場合はその時期に効力が生じます。

23.18 お客様は、確認書その他の書面による通知が、お客様から当社に最後に通知された住所(メールアドレスを含む)に送付された場合、またはウェブサイトもしくはTitan FXプラットフォームを通じて掲示もしくは提供された場合に、適切に交付または利用可能とみなされることに同意し、これを確認するものとします。

23.19 確認書その他の通知の送付先は、書面による通知により変更することができます。また、当社からの通知により、当社の詳細が変更されることがあります、いずれの場合もその変更は、通知に記載された日付およびみなし送達の時点で効力を生じるものとします。

23.20 お客様は、当社が最新の住所、電話番号、ファックス番号およびメールアドレスを有していることを確保するための責任がお客様にのみあることに同意し、これを確認します。

23.21 通知は以下の宛先に送付されるものとします。

(a) お客様が新規に登録された法人の登録住所:

- i. **Titan FX Limited**: バヌアツ共和国金融サービス委員会に登録番号40313で登録および規制を受けており、登録事務所は1st Floor Gorant Building, 1276 Kumul Highway, Port Vila, Republic of Vanuatuに所在。
- ii. **Titan Markets**: モーリシャス共和国金融サービス委員会にライセンス番号GB20026097で登録および規制を受けており、c/oCredentia International Management Ltd, The Cyberati Lounge, Ground Floor, The Catalyst, Silicon Avenue, 40 Cybercity, 72201 Ebene, Republic of Mauritiusに登録上の事務所が所在。
- iii. **Goliath Trading Limited**: セーシェル共和国金融サービス庁に、ライセンス番号SD138で登録および規制を受けており、IMAD Complex, Office 12, 3rd Floor, Ile Du Port, Mahe, Seychellesに登録上の事務所が所在。
- iv. **Atlantic Markets Limited**: イギリス領バージン諸島金融サービス委員会にライセンス番号SIBA/L/23/1124で登録および規制を受けており、Trinity Chambers, PO Box 4301, Road Town, Tortola, British Virgin Islandsに登録上の事務所が所在。



- (b) 電話:+678 27504
- (c) メールアドレスinfo@titanfx.com

### 被授權者

- 23.22 当社は、お客様が他の者（「被授權者」）に対してお客様を代表して指示（取引指示を含む）を行う権限を与えることを受け入れる場合があります。当該権限については、口座申込書または当社が認める方法で書面にて通知し、その際に被授權者の氏名、電話番号、メールアドレス、署名および当社が被授權者を特定するために必要とするその他の情報を記載しなければなりません。
- 23.23 当該権限の変更または取り消しは、お客様からの変更または取り消しの署名入りの書面による通知を当社が受け取った時点でのみ効力を生じます。当該変更について、当社は書面による通知を受け取った時点でのみ拘束されるものとします。
- 23.24 後に別の者が被授權者に任命された場合、その通知には被授權者の氏名、電話番号、メールアドレスおよび署名原本を含め、被授權者によって確認され、当社が被授權者を特定するために必要とするその他の情報およびお客様が法人である場合には取締役による確認が必要です。

### 適用法

- 23.25 本約款は、お客様が新たに登録された管轄地域の現行法に従い、お客様は当該国の裁判所の非専属的管轄に服するものとします。
- 23.26 なお、本条項は、当社が他の適切な管轄地域で訴訟手続きを開始することを妨げるものではありません。
- 23.27 他の方法で送付を妨げることなく、訴訟手続きにおける書類は、適宜相手方に通知された通りの通知送付先住所に届けるか、そこに置くことによってその当事者に送付することができます。

### 秘密保持

- 23.28 各当事者は、他の当事者から提供された公開されていない情報（契約の存在または内容を含む）を、以下の場合を除き、開示しないことに同意します。
- (a) 情報を提供した当事者の同意を得た場合（当該同意は不当に留保されないものとします）。
  - (b) 法律または本契約により許可もしくは要求されている場合、または取引所に要求される場合。
  - (c) 契約に基づく権利の行使または権利・義務の処理に関連する者に対して（潜在的譲受人、潜在的サブ参加者または本契約に関連して当社との契約を検討しているその他の者との交渉など、準備段階の活動に関連する場合を含みます）。

### 補償

- 23.29 本約款におけるいかなる補償も継続的な義務であり、本契約に基づくお客様の他の義務とは独

立しており、契約終了後も継続します。当社が本契約に基づく補償の権利を行使する前に、費用を負担したり支払いを行ったりする必要はありません。

#### 通話録音に対する同意

23.30 お客様は、当社がお客様と当社との間の電話における会話、インターネット上の会話(チャット)および会議を録音し、それらの録音または書き起こしを、当社が完全な裁量により必要または望ましいと判断した場合において、当社とお客様との間の紛争または予想される紛争に関して、第三者(規制当局または裁判所など)への証拠として使用することに同意します。

#### ネットティング

23.31 任意の日において、本契約に基づき各当事者が同じ通貨で互いに支払うべき金額が同額である場合、その日付において、当該金額の支払い義務は、各当事者において自動的に履行され、消滅するものとします。金額が同じ通貨でない場合、当該金額は第11条に従い当社によって換算されます。

23.32 一方の当事者が支払うべき金額の合計が他方の当事者が支払うべき金額の合計を上回る場合、より大きな合計金額を支払うべき当事者は、その超過分を他方の当事者に支払い、各当事者の支払い義務は履行され、消滅するものとします。

23.33 本約款が第21条によって終了した場合、お客様および当社は、相互の債権がクローズアウトネットティングにより最終的に消滅することに同意します。当社は、影響を受ける各コントラクトのクローズアウト価値を当社の単独の裁量で決定します。最終的にいずれかの当事者が支払う金額は、両当事者の支払い義務の差額となります。

#### 当社への支払い不履行は、信用申請とみなされる。

23.34 本契約に基づき当社への支払い義務を履行しないことは、当社からの信用申請を行ったものとみなされます。

### **24. 不可抗力**

---

#### 不可抗力事象

24.1 本約款において不可抗力事象とは、当事者が本約款に基づく義務(支払い義務を除く)の履行を妨げられたり、遅延したりする原因となる直接的または間接的な事象または不作為であり、当事者の合理的な支配を越えた事象をいいます。これには、自然災害、労働争議または政府機関の作為もしくは不作為が含まれますが、これらに限定されません。

24.2 不可抗力事象には以下のものを含みますがこれに限定されません。

- (a) 当社が、いずれかまたは複数の原資産に関して、当社の商品において秩序ある市場を維持できないと当社が判断した場合、その原因として作為、不作為または事象(ストライキ、暴動、内乱、電力供給の停止、通信その他のインフラの故障など当社の支配の及ばない状況を含むがこれに限らない)が発生した場合。
- (b) 関連市場または原資産の一時停止、閉鎖、清算または廃止。
- (c) 関連市場または原資産における条件、制限、特別または異常な条件の賦課。

- (d) 当社のヘッジ取引相手方による当社への条件、制限、特別または異常な条件の賦課。
- (e) 関連市場または原資産における過度な変動ボラティリティまたは流動性の喪失。
- (f) 本約款24.2(a)条から24.2(e)条に定める状況のいずれかが発生しようとしていると当社が合理的に予測する場合。

#### 通知および義務の一時停止

24.3 本契約の一方当事者が不可抗力事象の影響を受けている、または受ける可能性がある場合、当該当事者は早急に相手方にその事実を通知しなければならず、通知には以下を含めるものとします。

- (a) 不可抗力事象の詳細な内容。
- (b) 不可抗力事象の期間の予測される長さ。
- (c) 不可抗力事象によって影響を受けた義務およびその義務への影響の程度。
- (d) それを是正するためにとられた措置。

24.4 通知を行う当事者の本契約に基づく義務は、関連する不可抗力事象により影響を受ける範囲において一時停止されます。

#### 当社が講じることが可能な措置

24.5 当社が不可抗力事象が存在すると判断した場合、当社は(本契約に基づく他の権利に影響を与えることなく、かつ、当社の単独の裁量により)、以下のいずれか、または複数の措置を講じることができます。

- (a) 通常の取引時間を変更すること。
- (b) 証拠金率、マージンコールレベルまたはストップアウトレベルを変更すること。
- (c) 本契約およびコントラクトなど本契約が意図する取引を、当社がお客様への義務を履行することが現実的でないか、または実行不可能である場合に限り、修正または変更すること。
- (d) 状況に応じて適切と判断した場合、いずれかまたはすべての未決済のポジションを取り消し、指示および注文をキャンセルすること。

- (e) 当社、お客様およびその他の顧客のポジションを考慮し、状況に応じて当社が適切と判断するその他の措置を講じること、または講じないこと。
- 24.6 いくつかの状況において、当社は、すべての合理的な努力を尽くした後でも、未決済のポジションから生じる市場その他のリスクに対する当社のエクスポージャーをヘッジまたは保護するために必要と考える原資産を取得、代替、維持、解消または処分できない場合があります。そのような状況下では、当社はその未決済のポジションをコントラクト価格でクローズアウトすることがあります。
- 24.7 実行可能な範囲で、当社は第24.5条に基づき取る予定の措置について、実施する前にお客様に通知するための合理的な手段を講じます。事前に通知することが不可能な場合、当社はそのような措置をとった後、早急にお客様に通知いたします。

## 25. 紛争解決

---

### 紛争についての通知

- 25.1 お客様は、本約款に関連するいかなる紛争または相違についても、直ちに書面で当社に通知するものとします。当社は、当社の内部苦情処理システムに従って、紛争または相違について調査し、解決に努めます。

### 紛争の処理方法

- 25.2 本約款に関連するいかなる紛争または相違も、お客様が登録された管轄区域で、当社が適宜定める紛争処理手続きに従って解決されなければなりません。当社の内部苦情処理プロセスに関する情報については、当社に連絡するか、PDSをご参照ください。

### 法的手続きを開始する場所

- 25.3 第25.2条は、当社のみの利益のためのものであり、当社がお客様に対して関連する管轄区域で訴訟を開始することを妨げるものではなく、また、本約款に関連するお客様との紛争または相違を仲裁に付するのを妨げるものではありません。

## 26. 利益相反

---

- 26.1 利益相反は、当社の利益が本契約に基づくお客様の利益と競合もしくは干渉しているか、または競合しているように見える場合に生じることがあります。お客様は、そのような状況が生じ得ること、ならびに同様の状況が発生した場合には、当社が最善の努力を尽くしてそれを軽減することを理解し、これに同意します。
- 26.2 適用法に従い、当社は第三者から(または第三者に対して)お客様が締結したコントラクトにより支払われた、または受け取った利益、コミッションもしくは報酬を受け取ることができ、これについてお客様に対して報告義務を負うことはありません。
- 26.3 当社は、お客様がコントラクトを締結することに関連して、他の顧客に対して一般的な金融商品に関する助言を行ったり、その他の金融サービスを提供したりすることができます。
- 26.4 適用法に従い、当社は、コントラクトもしくは当社が重要な利益を有する状況または特定の状況



において利益相反が生じる可能性がある場合に、お客様に対して、コントラクトから生じた利益、コミッショナまたは報酬について報告する義務を負いません。

26.5 お客様は、本条項で開示された利益相反が生じる可能性があることを認識し、そのような利益相反が存在するにもかかわらず、当社が行動することに同意することを認めます。

## 27. プライバシー

---

- 27.1 お客様は、口座申込書を記入する前に、PDS、本約款および当社のプライバシーポリシーを十分にお読みください。口座申込書には、以下の理由により当社が必要とする個人情報の開示が求められます。
- 27.2 当社は、お客様の口座の申込みを処理するため、および当該申込みが受理された場合は、お客様の取引活動を管理し取引活動に関連するサービスを提供するために、個人情報を収集します。お客様が当社に個人情報を提供しない場合、口座の申込みを処理できない可能性があります。
- 27.3 これらをおこなうために、当社は、サービスを外部委託するための代理人、請負人、第三者サービス提供者(サービス提供者)、関連会社、専門的助言者、または当社の事業の全部もしくは重要な一部を購入する予定の購入者に対して、お客様の個人情報を秘密扱いで開示することがあります。たとえ当該開示が当社に適用されるのと同等のプライバシー義務を負っていない海外の組織に対して行われる場合であっても同様とします。
- 27.4 当社は、法律により要求されるか、許可されている場合には、お客様の個人情報を関連する規制当局に開示することがあります。
- 27.5 当社はまた、お客様に当社が提供する商品およびサービスについてお知らせするために、お客様の個人情報を使用することがあり、当該目的のために、当社は、お客様の個人情報をサービス提供者に開示することがあります。
- 27.6 当社は、お客様の個人情報をお客様の金融アドバイザーに開示することもあります。
- 27.7 お客様は、お客様の情報を当社にサービスを提供する他国の者に転送する必要がある場合があることを確認し、当該転送に同意するものとします。
- 27.8 お客様の個人情報の使用または開示に同意されない場合は、当社までご連絡ください。口座を申し込むことで、これらの使用および開示に同意したものとみなされるため、当社へご連絡いただくことが重要です。コントラクトを提供するにあたり、お客様の個人情報を第27.2条から第27.3条に定める方法で使用および開示する必要があります。
- 27.9 ほとんどの場合、お客様は当社が保有するお客様の個人情報にアクセスをすることができます。情報の提供に係る費用に基づき、アクセスの提供に対して手数料を請求する場合があります。当社は、お客様に関する個人情報が正確で、完全で、最新の状態であることを確保するよう努めています。これを支援するために、お客様が提供された情報に変更があった場合には、当社までご連絡ください。当社が保有するお客様の情報の完全性または正確性についてお客様が懸念を有する場合、当社はそれを修正する措置を講じます。
- 27.10 当社の完全なプライバシーポリシーは、当社のウェブサイト([www.titanfx.com](http://www.titanfx.com))からご覧いただけます。

## 28. 解釈

---

## 28.1 定義

これらの意味は、反対の意図が明示されていない限り適用されます。

口座とは、お客様が当社と締結した口座をいいます。本契約における口座へのすべての言及は、当社との取引を行なうための口座を指すものとします。

実質証拠金とは、お客様の口座に計上され、実質証拠金として指定された金額をいいます。

本契約とはお客様が記入し提出した口座申込書、金融サービスガイド、ウェブサイト、Titan FXプラットフォーム、本約款、PDS、確認書および当社との取引に関連して発行される追加の契約条件をいい、これらは適宜改訂、変更または差し替えられることがあります。

口座の申込みとは、お客様が記入し提出した口座の申込みをいいます。

口座申込書とは、お客様が記入し当社に提出した口座開設に必要な書類一式をいい、これはKYC目的で返送が求められるすべての書類が含まれます。

被授権者とは、本約款に基づき指示を行う権限を付与された者としてお客様から通知された者をいいます。

基軸通貨とは、本約款第2.15条に基づき合意された通貨をいいます。

買いスワップレートとは、当社が定める通貨のLIBIDから最大0.25%のマージンを差し引いた金額をいいます。

営業日とは、バヌアツにおいて銀行が一般の銀行業務(土曜日、日曜日または祝日を除く)を行っている日をいいます。

中央銀行目標金利とは、望ましい経済的成果を達成するために金融政策を指導する中央銀行の金利をいいます。

CFD(s)とは、差金決済契約をいいます。

クライアントキャビネットとは、Titan FXプラットフォーム内のお客様の口座における機能であり、お客様と当社との間のコミュニケーションを円滑にするものをいいます。

営業終了時間とは、グリニッジ標準時(GMT)22時をいいます。

クローズアウト日とは、コントラクトの全部または一部が決済された日をいいます。



クローズアウトまたはクローズドアウトとは、第13条に基づきコントラクトの全部または一部を終了させることを言います。

クローズアウト価値とは、コントラクトに関する取引を確認するために、該当するコントラクトがクローズアウトされた際のコントラクト価値をいいます。

確認書とは、コントラクトに関する取引を確認するために、当社から送信されるか、Titan FXプラットフォーム上でお客様が確認できるメッセージをいいます。

コントラクトとは、口頭または書面による契約を問わず、当社とお客様との間で締結されたデリバティブ、オプション、先物取引、差金決済契約その他これらの金融商品に関する取引を含むすべての契約をいいます。コントラクトは、本契約においてポジションとも呼ばれます。

コントラクト量とは、コントラクトに関する取引を確認するために記載される通り、状況に応じてお客様が取引したコントラクト単位の数をいいます。

コントラクト単位とは、本契約に従ってお客様が当社と取引を希望するコントラクトの種類に関する単位をいいます。

コントラクト価値とは、コントラクトまたはコントラクトの注文に対して、当社が以下の式に従って、計算した金額をいいます。

原資産価格×コントラクト量

デフォルト利率とは、該当する原資産の中央銀行目標金利に年率3%を加算した金利で、日割りで複利計算されるものをいいます。

担保権とは、抵当権、先取特権、担保権、質権、保証としての譲渡、担保権利、所有権保持、優先権もしくは信託契約、請求権、契約条項、利益享受権もしくは取得権、地役権その他の担保に関する取り決め、または同様の効果を持つその他の取り決めをいいます。

デフォルト事象とは、本約款の第22条に定められた事象をいいます。

除外コントラクトとは、スポットおよび先渡コントラクトをいいます。

満期日とは、コントラクトが満了する日をいいます。

フリー残高とは、任意の時点において、お客様の口座の残高が必要証拠金を超える場合、その超過分をいいます。

ある者が支払い不能であるとは、以下の場合をいいます。

- (a) 破産行為を行った場合。
- (b) 当該者に対して清算人、破産管財人または同様の者が任命された場合。
- (c) 自らが管理下の破産者または破産者である(またはその旨を宣言している)場合。
- (d) 清算中、仮清算中、管理下にあるもしくは清算が行われている場合、またはその財産に対して管理者が任命された場合。



- (e) 取決め、譲渡、猶予もしくは和解に従っている場合、法令に基づき債権者から保護されている場合、または解散している場合。
- (f) その人物に関連して、上記(a)(b)または(c)のいずれかの結果を招く可能性がある、またはそれに向けた準備的な行動として、申請または命令がなされ(申請の場合、30日以内のその申請が保留、撤回または却下されない場合)、決議が可決され、提案が提示され、またはその他の措置が取られた場合。
- (g) 法定要求に従わなかった場合。
- (h) その他、負債が支払期日に支払えない場合。
- (i) (a)から(g)までに類似した実質的な効果を有する事象が、法域の法律に基づき当該者に関連して発生した場合。

本約款において「グレース・ピリオド(Grace Period)」とは、管理手数料が発生することなく、ポジションを翌日に持ち越すことができる、最大3連続日数の期間をいいます。

本グレース・ピリオドは、スワップフリー口座にのみ適用され、BTCUSDのポジションを除くすべてのポジションに適用されます。

顧客確認またはKYCとは、当社または当社が指名した法人が実施する顧客の本人確認手続きをいいます。

初期証拠金とは、以下の方法で計算された金額をいいます。(コントラクト単位の数量×コントラクト価格)×証拠金率

LIBIDとは、ロンドン銀行間入札レートをいいます。

ライセンシーとは、金融サービスライセンスの保有者をいいます。

指値注文とは、現在の市場価格よりも有利な事前に設定された価格でコントラクトをオープンまたはクローズする注文をいいます。

ロングポジションの当事者とは、いかなるコントラクトにおいても、確認書において原資産を名目上購入した者として識別された当事者をいいます。

損失額とは、間接的、直接的または派生的な金銭的損失額、損害額、費用、判決に伴う支払額、罰金、料金、経費、責任額、法的および会計上の費用および経費、調査費用、和解金、裁判費用および訴訟に関連するその他の経費、訴訟または法的手続きに関連しない費用および損失額、ならびに逸失利益を含み、いかなる形態で発生したものであっても、現時点であれ将来であれ、確定しているか未確定であれ、実際的なものであれ偶発的なものであれ、それらのすべてをいいます。

証拠金とは、本約款に従って、コントラクトを締結または維持するためにお客様が当社に支払い、口座に保持しなければならない金額をいいます。

マージンコールとは、通常Titan FXプラットフォームを通じて行われ、お客様に対して口座の証拠金額を補充するよう求める要求をいいます。



マージンコールレベルとは、Titan FXプラットフォームが自動的にマージンコールを発動する特定の証拠金レベルをいいます。

マージンFXコントラクトとは、店頭取引のデリバティブ契約の一種であるマージンFXコントラクトをいいます。

証拠金レベルとは、純資産に対する総証拠金要求額の割合をいいます。

証拠金率とは、当社が単独の裁量で指定し、当社のウェブサイトに掲載する、お客様のコントラクトに適用される割合をいいます。

証拠金要求額とは、取引を開始し、または未決済のポジションを維持するためにお客様が当社に支払い、当社に預けることを求められる金額をいいます。

値洗い決済金とは、第8条に基づき計算された支払いをいいます。

重大かつ不利な影響とは、以下に対する重大かつ不利な影響をいいます。

- (a) 本約款に基づくお客様の義務を遵守する能力。
- (b) 本約款に基づくお客様の権利。
- (c) お客様の事業または財務状況。

重大な誤謬とは、商品に関して発生する可能性のある誤謬、脱漏または誤記をいいます。

最大取引サイズとは、当社がTitan FXプラットフォームまたは当社のウェブサイトに掲載された商品スケジュールを通じて、適宜指定する任意の商品タイプに対する最大コントラクト量またはコントラクト価値をいいます。

最小取引サイズとは、当社がTitan FXプラットフォームまたは当社のウェブサイトを通じて、適宜指定する任意の商品タイプに対する最小のコントラクト量またはコントラクト価値をいいます。

「通常口座」とは、当社が提供する標準的な取引口座を意味し、オーバーナイトポジションに対してスワップ手数料が発生またはスワップ利益を受領する場合があります。

純資産とは、お客様の口座における現在の現金残高の合計に、すべての実現・未実現の利益および損失を加え、当社に適用され支払うべき料金および手数料を差し引いた金額をいいます。本契約に基づく純資産という用語は、PDSにおいて与えられた意味と同じ意味を有します。

「通常口座」とは、当社が提供する標準的な取引口座を意味し、オーバーナイトポジションに対してスワップ手数料が発生またはスワップ利益を受領する場合があります。

オープニング価値とは、コントラクトが初めてオープンされた際のコントラクト価値をいいます。

原資産のオープニング価格とは、コントラクトをオープンする際に、お客様と当社との間で合意された原資産の価格をいいます。

注文とは、本契約に基づきお客様が行う申し出をいいます。



PDSまたは商品開示説明書とは、当社が発行する商品開示説明書をいい、補足的および代替的な商品開示説明書を含みます。

ポジションとは、コントラクトと同じ意味を有します。

ポジション制限とは、当社がお客様と当社との間のすべてのコントラクトにおけるコントラクト価値の合計に対して設定する制限をいいます。

前回のコントラクト価値とは、次のように計算される金額をいいます。

- (a) コントラクト価値が初めて算出される場合、そのオープニング価値。
- (b) その他のすべての場合においては、直近の評価時刻でのコントラクト価値。

商品とは、当社が提供する、Titan FXプラットフォームを通じていつでも利用可能なマージンFXコントラクトおよびCFDをいいます。

利益とは、コントラクトにおいてオープニング価値とクローズアウト価値との差額をいい、以下の場合に適用されます。

- (a) ロングポジションの当事者であり、かつコントラクトにおけるクローズアウト価値がオープニング価値を上回る場合。
- (b) ショートポジションの当事者であり、かつコントラクトにおけるクローズアウト価値がオープニング価値を下回る場合。

必要証拠金とは、お客様の口座において、貸方として維持される必要がある金額をいい、以下の式に基づいて算出されます。

- (a) コントラクトをオープンする注文がなされた場合は次の金額になります。  
オープニング価値×証拠金率
- (b) 未決済のコントラクトの期間中は次の金額になります。コン  
トラクト価値×証拠金率

お客様と当社との間の各未決済のコントラクトに関して算出されます。

ロールオーバー手数料とは、夜間に先物ベースのCFDを保有している場合に、お客様が支払う必要がある可能性がある手数料をいいます。

ショートポジションの当事者とは、確認書において、原資産を名目上売却したと記載された当事者をいいます。

ストップロス注文とは、未決済のポジションの損失を制限するために出される注文をいいます。当該注文は、当社またはお客様のいずれかによって出すことができます。

ストップアウトレベルとは、当社がお客様の未決済のコントラクトの全部または一部を決済する能力を持つ証拠金レベルをいいます。



スワップ利益とは、夜間に保有されるコントラクトに対してお客様が受け取る可能性のある利益であり、これは第12条に定められています。

「スワップフリー口座」とは、当社の裁量により適格と認められたお客様に提供される取引口座を意味し、オーバーナイトポジションに対してスワップ手数料は発生しませんが、所定の保有期間経過後に管理手数料が課される場合があります。

スワップ手数料とは、第12条に従って算出された手数料をいいます。

スワップレートとは、特に市場レートおよび資金調達レートなどを考慮した上で、当社が適宜決定するレートをいいます。

Titan FXプラットフォームとは、当社が提供する取引プラットフォームであり、これを通じてお客様が当社とオンラインで当社の商品の取引ができるものをいいます。これには、当社が提供する電子サービスが含まれます。例えば、インターネットサービス、ソーシャルアプリケーション、または当社が提供する電子注文ルーティングシステムを通じて、お客様に情報および取引機能へのアクセスを提供するインターネット取引サービス、および電子取引サービスを利用するためには必要な関連ソフトウェアが含まれます。

本約款とは、本約款をいいます。

総証拠金要求額とは、お客様のすべての未決済のポジションに対する証拠金要求額の合計をいいます。

取引日とは、当社のTitan FXプラットフォームが取引のために開かれている月曜日から金曜日(取引プラットフォーム時間)で、祝日を含む日をいいます。取引日は、取引プラットフォーム時間の00:00に始まり、24:00に終了します。

取引損失とは、コントラクトのオープニング価値とクローズアウト価値との差額であり、次の条件に該当する場合をいいます。

- (a) ロングポジションの当事者であり、かつコントラクトにおけるクローズアウト価値がオープニング価値を下回る場合。
- (b) ショートポジションの当事者であり、かつコントラクトにおけるクローズアウト価値がオープニング価値を上回る場合。

取引プラットフォーム時間とは、当社のTitan FXプラットフォームが設定されているタイムゾーンをいいます。これは適宜変更がある場合があり、通常はGMT+2またはGMT+3です。当社の取引プラットフォーム時間のタイムゾーンについては、当社のウェブサイトをご参照ください。

信託口座とは、当社の分別顧客資金口座をいいます。

原資産とは、当社が注文またはコントラクトの対象となるものとしてリストに記載している金融商品をいいます。原資産は、通貨、指数、商品、先物契約、暗号通貨その他の金融商品もしくは資産、または商品の価値がその参照に基づいて決定される要素があります。

原市場とは、原資産が取引される市場をいいます。



評価時刻とは、次のいずれかをいいます。

- (a) 各営業日の営業終了時刻。
- (b) 当社が絶対的な裁量により決定するその他の時刻。

当社またはTitan FXとは、該当する場合、次のものをいいます。

- a. Titan FX Limited: バヌアツ共和国のファイナンシャル・サービス委員会により、登記番号40313で登記、規制され、かつバヌアツ共和国ポートビラ、クムールハイウェイ1276番地、ゴバン・ビルディング1階に登記上の事務所を有する会社。
- b. Titan Markets: モーリシャス共和国のファイナンシャル・サービス委員会により、ライセンス番号GB20026097で登記、規制され、かつモーリシャス共和国エベーヌ72201、サイバーシティ40番地シリコン・アベニュー、カタリスト・ビル1階のサイバティ・ラウンジに所在するクレデンシャル・インターナショナル・マネジメント社の気付にて登記上の事務所を有する会社。
- c. Goliath Trading Limited: セーシェル共和国ファイナンシャル・サービス委員会により、ライセンス番号SD138で登記、規制され、かつセーシェル共和国ル・マエーIMADコンプレックス、オフィス3階オフィス12に登記上の事務所を有する会社。
- d. Atlantic Markets Limited: イギリス領バージン諸島のファイナンシャル・サービス委員会により、ライセンス番号SIBA/L/23/1124で登記、規制され、かつイギリス領バージン諸島トルトラ島ロード・タウン、PO Box 4301、トリニティ・チェンバースに登記上の事務所を有する会社。

本ウェブサイトは日本に居住する方を対象としたものではなく、Titan FXは日本金融庁(JFSA)の監督下にはありません。また、日本国内において金融サービスを提供することを目的としておらず、金融商品やサービスの提供または勧誘とみなされる一切の行為にも関与しておりません。

ウェブサイトとは、インターネットアドレスwww.titanfx.comをいい、Titan FXプラットフォームを含みます。

出金手数料とは、当社が不正行為もしくは詐欺的行為、または最近の取引活動がない預金もしくは出金を確認した場合に、各後続の引き出し要求額の4%の手数料をいいます。

お客様とは、当社との間で本約款に従って本約款を締結しようとする、または締結した個人または法人をいいます。

## 28.2 一定の一般的な用語への言及

本約款において明示的に反対の意図が示されていない限り、以下のように解釈されます。

- (j) (単数形は複数形を含む) 単数形は複数形を含み、その逆も同様です。
- (k) (変更または置換) 文書(本約款を含みます)はその変更または置換を含みます。
- (l) (法) 法とは、コモンロー、衡平法の原則および議会によって制定された法律をいいます。
- (m) (人) 「人」という言葉は、個人、企業、法人、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、法人

格を持たない団体もしくは協会または政府機関を含みます。

- (n) (2人以上の人)2人以上の人有利な合意、表明または保証は、それら全員の共同および個別の利益となります。
- (o) (連帯して)2人以上の人による合意表明または保証は、彼らを共同かつ個別に拘束します。
- (p) (1日に対する言及)1日は、真夜中に始まり24時間後に終わる時間の期間として解釈されます。
- (q) (時間の計算)ある期間が特定の日または行為もしくはイベントの日から起算される場合、その日は期間の計算に含まれないものとします。
- (r) (1日に対する言及)1日は、真夜中に始まり24時間後に終わる時間の期間として解釈されます。
- (s) (会計用語)会計用語とは、バヌアツで一般的に受け入れられている会計基準および会計原則において使用される用語をいいます。
- (t) (意味が限定されないこと)「含む」「例えば」または「～など」のような言葉は、例を示す際に使用される場合、その例または類似の例に限定されることなく、関連する言葉の意味を制限しないものとします。
- (u) (何かに関する言及)何か(金額を含む)は、それ全体およびその各部分を指すものとします。

28.3 本約款に基づくイベントが指定された日に発生しなければならない場合であってその日が営業日でないときは、指定された日は次の営業日とみなされます。

28.4 見出し(段落の冒頭に括弧で記載されたものを含む)は、便宜上のものであり、本約款の解釈には影響を与えません。

日本語版と英語版に不一致または矛盾がある場合は、英語版が優先するものとします。